

## 第2次総合計画後期基本計画素案 (変更理由付き)

※「1. 目指す将来の姿」「2. 取り組み方針」「3. 現状と課題」は、R2.11.25の第1回総合計画審議会でご確認いただいた変更点をいったん反映させた上で、変更を行っております。

※修正箇所見え消し

### ■【政策1】

政策名	変更理由
伸び伸び子育てできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます	

### ◆【施策1-1】

施策名	変更理由
子育て支援の充実	

1. 目指す将来の姿	変更理由
すべての家庭が、育てる喜びを感じながら安心して子育てができ、かつ地域全体で子育てを支えていくまちになっています。	

2. 取り組み方針	変更理由
人口減少と少子高齢化が同時に進行する中、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図り、家庭はもとより地域など社会全体が幅広い視野に立った子育て支援を推進します。	

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 核家族世帯の増加や共働きなど就業形態の変化により、多様な保育サービスが一層求められている中で、特に保育所及び放課後児童クラブのニーズが高まっています。放課後児童クラブの実施場所の確保と支援員の確保をはじめ、一層の保育サービスの充実が必要です。</li> <li>● 家族形態が多様化する中、親がひとりで子育てをする家庭では、経済的な不安や子どもとの時間が十分に取れないなどの悩みを抱えているかつ精神的に不安定な状態にある場合が多く、より充実した支援が求められています。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、ひとり親家庭のふれあいの場を提供するとともに、生活支援や就業支援に関する各種制度を周知し、活用を促進します。</li> <li>● 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を継続します。また、乳幼児健康診査や健康相談は、発育発達の確認の場だけでなく、保護者の育児不安の軽減を図る重要な機会と考えられることから、未受診者への徹底した受診勧奨を今後も行う必要があります。</li> <li>● すべての家庭において、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援するため、企業や就業者自身に対して、多様な働き方の実現及び男性を含めた子育て期の働き方の見直しを働きかけ、育児休業の取得率向上に向けた意識啓発を図ることなどが必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状に合わせて修正</li> </ul>
4. 施策の展開（主な取り組み）	変更理由
<p>①多様な保育ニーズへの対応</p> <p>1) 延長保育や一時預かり事業、病児保育事業など、多様な保育 ニーズに対応していきます。</p>	

- 2) 公立保育所の民営化を目指し、私立保育所等を含む施設整備とその支援を計画的に進めます。
- 3) 認定こども園への円滑な移行の推進をはじめ、利用者の多様なニーズへの対応にとどまらない、保育の質の向上にむけた関係機関との連携強化を図っていきます。

#### ②児童の健全育成

- 1) 放課後児童クラブは、保護者の利用ニーズにあわせた受け入れ体制の環境整備を進めるとともに、支援員の資質の向上を図ります。
- 2) 食を通じた健全育成と健康増進のため、幼稚園・保育所・小中学校の児童生徒及び保護者等を対象に歯科指導・食育指導・保健指導等の学習会や情報提供の実施を図っていきます。

#### ③子育てに関する交流や相談の場づくり

- 1) 保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や同年齢をもつ親子交流の場の提供を充実させ、地域に開かれた子育て支援施設としての機能や利用者への情報提供と関係機関との連絡調整の充実を図ります。
- 2) 子育てに関する相談窓口の周知を行うとともに、関係機関の連携を強化し、保護や支援が必要な子どもの早期発見、支援に取り組みます。

#### ④経済的な支援の充実

- 1) 安心して子どもを産み育てることができるよう、保護者の経済的負担への支援を図るため、保育料の軽減や医療費の助成を引き続き実施します。

・総合計画審議会委員からのご意見を踏まえ、児童虐待の対応について追記した。

⑤ひとり親家庭等への支援

- 1) 支援が必要なひとり親家庭等に対し、ひとり親家庭のしおりの配布や様々な相談業務、また児童扶養手当の給付等を通じて、ひとり親家庭世帯の自立支援に取り組みます。

⑥母子保健の充実

- 1) 妊娠期も含め、各月齢に応じた健康診査で母子の健康管理を支援します。また、健康診査の結果を訪問指導に結びつけ、未受診者も含めた個別のケースにきめ細かな指導を展開していきます。
- 2) 健康相談や個別訪問等を実施し、妊産婦等の育児不安の解消を図ります。また、両親・祖父母等と一緒に子育てするという意識を啓発するため、ともに学び、出産や子育てについて理解を深める場を提供していきます。

⑦子育てしやすい社会環境づくり

- 1) 仕事と育児や介護等家庭生活の両立のための意識啓発やその支援制度の周知、また、男性の育児休暇取得促進のための施策を実施し、ワークライフバランスに取り組む事業所の増加を図ります。
- 2) 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる3世代の同居や近居の促進に取り組みます。

⑧結婚を希望する若い世代への後押し

- 1) 結婚や出産は、個人の意思によるものであることを基本としながらも、結婚を望む若い世代が自然な流れで人生の節目を迎えられるよう、出会いや結婚を後押しする

取り組みを進めます。	
4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育支援事業 (延長保育・病児保育等)</li> <li>2. 保育所整備助成事業</li> <li>3. 放課後児童健全育成事業</li> <li>4. 公立保育所・地域子育て支援拠点 (子育て支援センター等) の運営</li> <li>5. 福祉医療費制度</li> <li>6. ひとり親家庭支援事業</li> <li>7. 各保健 (妊産婦・乳幼児・歯科) 事業</li> <li>8. ワークライフバランス推進事業</li> <li>9. 若者出会い・結婚生活応援事業</li> </ol>	
5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、家族で協力し支え合って子育てをします。</li> <li>●市民は、地域の見守りによる児童虐待の早期発見、防止に努めます。</li> <li>●事業者は、仕事と子育てを両立できる、子育てしやすい職場環境の整備に努めます。</li> </ul>	
7. 部門別計画	変更理由
<p>第2期横手市子ども・子育て支援事業計画 (夢はぐくむゆきんこプラン)、 横手市公立保育所民営化方針、横手市保育所整備計画、第2期健康よこて21、 横手市教育ビジョン、男女共同参画行動計画</p>	

◆【施策1-2】

施策名	変更理由
健康な心と体づくりの推進	
1. 目指す将来の姿	変更理由
市民が住み慣れた地域で健康でいきいきとした生活を送り、年齢を重ねても自分の健康に自信を持てる市民が増えています。	
2. 取り組み方針	変更理由
市民の健康づくりの意識を高め、健康診断や保健指導を強化し、生活習慣病の予防を図ります。これにより、医療費の抑制を目指すとともに安定した医療制度の運営を行います。また、基幹病院と地域の医療機関との連携を推進し、質の高い医療や救急医療体制の充実を図ります。	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康寿命の延伸・市民一人ひとりの生活の質の向上には、市民意識の啓発や地域組織活動への支援体制の強化が求められています。 特に市民の主要死因の約50%が生活習慣病となっているため、若い世代から疾病に対する正しい知識をもち、生活習慣改善などの対策を講じるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の充実を図る必要があります。</li> <li>● 横手市の自殺率は全国平均を上回り、高い状態が続いています。自殺者数は女性より男性が2倍以上多く、50歳代男性と80歳以上女性が多い傾向にあります。自殺の</li> </ul>	

動機は男女共に健康問題が最も多く、男性では経済・生活問題も要因となっている現状などから、ライフステージに応じた支援が必要です。地域における自殺予防を強化するために、基礎的な知識と技術を身につけたサポーターを育成し、地域のネットワークづくりをさらに強化していく必要があります。

- 国民健康保険事業は、加入者数の減少や高齢化などに加え、生活習慣病の増加や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加傾向にあります。また、国保制度改正により秋田県が財政の運営主体となり、これに対応した事業運営が必要となっています。

後期高齢者医療制度も、高齢者層が増えるため今後被保険者数の増加が見込まれ、厳しい事業運営が続いています。

- 市立横手病院及び市立大森病院は、平鹿総合病院とともに、地域の二次医療機関として、安全で安心な質の高い医療を提供していく必要があります。また、引き続き経営の健全化・安定化に努めるとともに、市医師会や診療所等の地域医療施設と緊密な連携を図り、満足度の高い地域医療を推進していく必要があります。

<p style="text-align: center;"><b>【主要死因別死亡数割合(平成30年)】</b></p> <table border="1"> <caption>主要死因別死亡数割合(平成30年)</caption> <thead> <tr> <th>死因</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>悪性新生物</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>心疾患</td> <td>14.4%</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患</td> <td>10.4%</td> </tr> <tr> <td>老衰</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>肺炎</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>不慮の事故</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>腎不全</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>自殺</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>肝疾患</td> <td>0.9%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：秋田県衛生統計年鑑</p>	死因	割合	悪性新生物	25.0%	心疾患	14.4%	脳血管疾患	10.4%	老衰	10.0%	肺炎	6.6%	不慮の事故	4.2%	腎不全	3.2%	自殺	1.2%	肝疾患	0.9%	その他	24.2%	
死因	割合																						
悪性新生物	25.0%																						
心疾患	14.4%																						
脳血管疾患	10.4%																						
老衰	10.0%																						
肺炎	6.6%																						
不慮の事故	4.2%																						
腎不全	3.2%																						
自殺	1.2%																						
肝疾患	0.9%																						
その他	24.2%																						
<p><b>4. 施策の展開 (主な取り組み)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>変更理由</b></p>																						
<p>①各種健（検）診事業と感染症予防対策の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 病気の早期発見、早期治療のため、各種の健（検）診事業を行うとともに、受診啓発に努めます。</li> <li>2) 関係機関と連携して予防接種事業を実施し、感染症の予防や拡大防止を図ります。</li> </ol> <p>②健康づくり活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市民の健康への意識を高め、生活の質の向上のため自らの健康づくりの実践を推奨する取り組みを充実させます。</li> <li>2) 健康づくり計画をもとに、施策の推進や生活習慣病予防に関する情報提供や普及</li> </ol>																							





2) 平鹿総合病院との病院群輪番制、市医師会の協力による休日救急当番制、日曜夜間小児救急外来を引き続き実施していきます。	
<b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b> 1. 健康の駅事業 2. 健康増進事業 (健康教育や健康相談、訪問指導の充実、認知症予防や心の健康づくり) 3. 健康診査事業及びがん検診事業 4. 予防接種事業 5. 医療保険制度の運営 (国民健康保険・後期高齢者医療) 6. 医療体制整備事業 (病院群輪番制及び在宅当番医制運営事業) 7. 市立病院の運営	<b>変更理由</b>
<b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b> ●市民は、健康診断、検診を積極的に受診し、健康な体づくりのために地元の野菜を食べ、適度な運動をすることを心がけます。 ●事業者は、定期的に社員の健康診断、検診を実施し、社員の健康づくりをサポートしていきます。	<b>変更理由</b>
<b>7. 部門別計画</b> 第2期健康よこて21、横手市食育推進計画、横手市自殺対策計画、健康の駅利用者1万人計画、第3期特定健康診査等実施計画、第2期横手市国民健康保険保健事業実施計画、横手市病院事業改革プラン	<b>変更理由</b> ・関連計画を追加

◆【施策1-3】

施策名	変更理由
健康でいきいきとした高齢社会の推進	
<b>1. 目指す将来の姿</b>	<b>変更理由</b>
横手市に暮らす誰もが、未来へ希望を抱き生きていくために家族の絆・地域の絆を深め、ともに支えあい、助けあう地域社会が形成されています。	
<b>2. 取り組み方針</b>	<b>変更理由</b>
高齢者が寝たきりや認知症にならずに住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』を構築します。	
<b>3. 現状と課題</b>	<b>変更理由</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和2年3月時点での本市の高齢化率は38.1%であり、3年後の令和5年には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超えています。</li> <li>● <del>地域社会の維持・存続という観点からは、高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者等の支援にとどまらず、高齢者の自助を含めた地域共助力の維持・向上に向けた対策が重要な課題となっています。</del></li> <li>● 平成24年における日本の認知症患者数は462万人でしたが、令和7年には約700万人と推計され、人口の20%を超える見込みです。認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっていま</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・削除</li> </ul>

<p>す。</p> <p>● 要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護保険制度による自立支援だけでなく、地域における互助支援も必要です。介護が必要になったときに支え合える地域を、元気なうちから力を合わせてつくることで、世代や分野を超えて、誰もが生きがいを持ち、安心して生活できる「地域共生社会」の実現につながります。</p>	
---	--

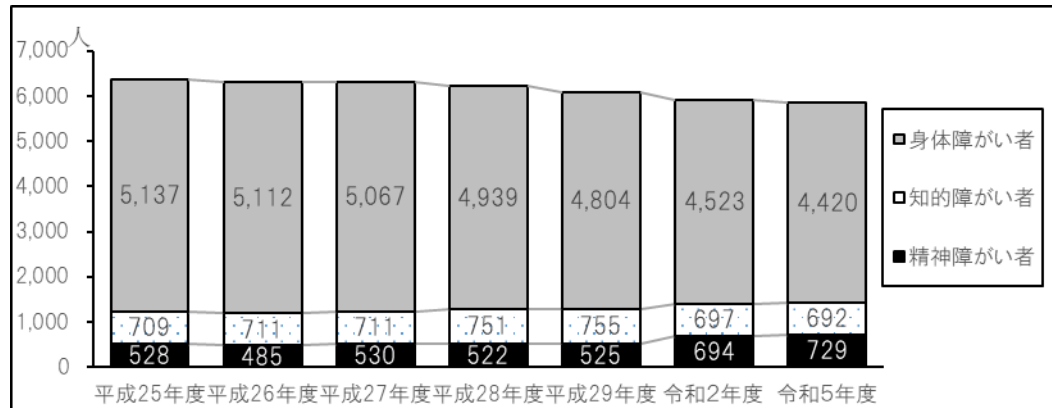
4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①要援護高齢者等への支援</p> <p>1) 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような支援体制を確立します。</p> <p>②在宅高齢者等への生活支援対策の実施</p> <p>1) ひとり暮らし高齢者や交通手段を持たない高齢者等が安心して生活できるよう、雪下ろしや雪寄せの支援や集落会館等への移動販売等の実施にむけて民間事業所との協議など、各種生活支援の充実を図ります。</p> <p>③高齢者の生きがいづくりの促進</p> <p>1) 高齢者の地域活動の拠点である老人クラブ活動の支援や生涯学習活動等につながる生きがいづくりの場の提供に努めます。</p> <p>2) 高齢者による介護予防に関するボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献への意識の醸成を図りながら、自身の健康増進にもつながる取り組みを支援します。</p>	

<p>④介護保険事業の推進と介護予防事業の充実</p> <p>1) 必要とされる各種の介護保険サービスが適切に提供できるよう介護保険事業を円滑に運営していきます。</p> <p>また、低所得者に配慮した保険料や利用料負担の軽減等を図ります。</p> <p>2) 地域包括支援センターを中心として、高齢者に対し認知症の予防など介護予防事業を展開し、要支援・要介護状態にならないよう支援します。</p>	
<p><b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b></p> <p>1. 自立者支援通所事業 (ミニデイサービス)</p> <p>2. 日常生活支援事業 (雪下ろし等の雪対策ほか)</p> <p>3. 老人クラブ活動支援事業</p> <p>4. 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の運営</p> <p>5. 介護保険制度の運営</p> <p>(在宅医療・介護連携推進事業・認知症総合支援事業など)</p>	<p><b>変更理由</b></p>
<p><b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b></p> <p>●市民は、地域で見守る体制づくりに協力し、高齢者の生活を支援していきます。</p> <p>●事業者は、高齢者が活躍できる場や機会を提供します。</p>	<p><b>変更理由</b></p>
<p><b>7. 部門別計画</b></p> <p>横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画</p>	<p><b>変更理由</b></p>

◆【施策1-4】

施策名	変更理由
障がい者（児）福祉の充実	
1. 目指す将来の姿	変更理由
障がいのある人もない人も互いに支え合い、協働し、すべての市民の笑顔が輝いて、いきいきと暮らしています。	
2. 取り組み方針	変更理由
<p>障がい者が必要としているサービスを受けながら、暮らしたい場所で暮らしていけるように、サービスの提供体制を整備します。</p> <p>「障害者総合支援法」の基本理念である共生社会の実現のため、<b>障がい児を支える取り組みの充実、共生社会を支える生活拠点等の整備の推進</b><del>地域の相談支援体制の強化、地域生活への移行支援体制の維持継続、障がい者就労支援の推進、サービス等の質の向上を図る取組体制の構築</del>を重点事業とし、さまざまな角度から障がい者を支援し、新たな課題に対応できる体制の整備を行います。</p>	<p>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画と整合性を図った修正</p>
3. 現状と課題	変更理由
<p>● 横手市の人口は減少していくと見込まれる中でも、支援を必要とする障がい者の数は、<b>身体障がい者、知的障がい者は減少しますが、精神障がい者は</b>今後も増加することが予想され、障がい者福祉施策の充実に伴い、障がい者福祉サービス事業費も増加しています。</p>	<p>・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画と整合性を図った修正</p>

- これからは障がい者が必要としているサービスを受けながら、**暮らしたい場所** **住み慣れた地域**で暮らしていけるように、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保や包括的な支援体制を構築していく必要があります。



・表の時点修正

#### 4. 施策の展開 (主な取り組み)

##### ①障がい者福祉サービスの充実

- 1) **補装具の購入や医療費等の助成など自立した日常生活のための支援を図り**障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。
- 2) **日常生活に必要な各種の障がい者福祉サービスや地域生活支援事業を実施し**補装具や日常生活用具等の助成など自立した日常生活のための支援を図ります。
- 3) 障がい児の**活動の場を確保するため、療育通所支援等の地域支援体制の充実整備**を図ります。

#### 変更理由

・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画と整合性を図った修正

<p>4) <del>地域における相談支援体制の充実を図り</del> 共生社会を支える生活支援拠点の整備を推進します。</p> <p>5) 差別や虐待の防止にむけて障がい特性の理解を図ります。</p>	<p>・総合計画審議会委員のご意見を踏まえ、「障害者差別解消法」の視点の取り組みを追記。</p>
---	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 自立支援給付費</p> <p>2. 補装具支給事業</p> <p>23. 地域生活支援事業 (理解促進研修・啓発事業・相談支援事業・地域活動支援センター事業・日常生活用具給付等)</p> <p><del>3. 特別障がい者手当等給付事業</del></p> <p>4. 障がい者支援施設の運営 地域生活支援拠点整備事業</p>	<p>・主要事業の見直し</p>

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、障がいについて正しく理解し、支え合います。</p> <p>●事業者は、障がい者の雇用を推進し、働きやすい職場づくりに努めます。</p>	

7. 部門別計画	変更理由
<p>横手市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、 横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画</p>	<p>・関連計画の追加</p>



◆【施策1-5】

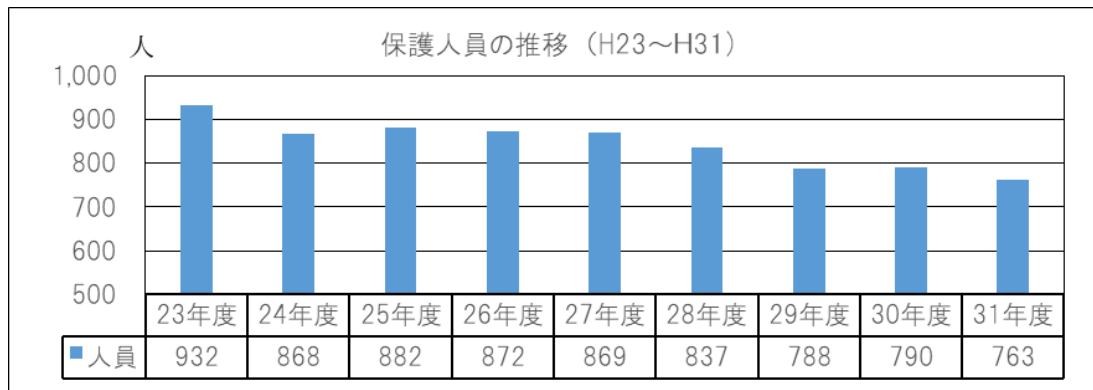
施策名	変更理由
低所得者福祉の充実	

1. 目指す将来の姿	変更理由
市民が、住宅の確保が困難となるなどの生活困窮に至るリスクを回避し、自立した生活を確立して、いきいきと暮らすことができます。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>生活保護制度の「運営の適正化、自立支援（就労支援の維持）、実施体制の強化」を進めます。また、生活困窮者の抱える複合的な課題に対応するため、関係機関等と連携しながら、自立相談支援機関による包括的な支援を推進します。</p> <p>低所得の若者や子育て世帯の定住促進や高齢者・障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住宅需要への対応施策を展開し、市民が生き生きと暮らせる地域特性を考慮した良好な住生活の環境整備を計画的に進めます。</p>	<p>・総合計画審議会委員からのご意見を踏まえ、自立生活相談支援に関する記述を追記。</p>

3. 現状と課題	変更理由
<p>● 生活困窮者や低所得世帯に対し、その困窮の程度に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護の適正な運用に努めるとともに、社会的・経済的自立に向けた支援を実施しています。また、生活保護に至る前段階の生活困窮者は、経済的困窮のみならず就労や心身の健康状態、家族関係、ひきこもり、債務などの様々な課題を複数抱えている場合が多く、複雑かつ多様化しています。</p> <p>このような課題に対応し自立を支援するためには、自立相談支援体制の充実を図る</p>	<p>・総合計画審議会委員からのご意見を踏まえ、自立生活相談支援に関する記述を追記。</p>

とともに、関係機関や民生委員、町内会、地域住民などの日常的な見守り活動により、生活困窮者やその生活環境の変化を早期に把握して支援につなぐことができるよう、地域全体で生活困窮者を支える体制を構築していく必要があります。



- 市営住宅には、低所得者向けの公営住宅 (970 戸)、中堅層向けの特定公共賃貸住宅 (40 戸)、定住促進住宅 (20 戸)、単独住宅 (8 戸) の計 1,038 戸があります (令和 2 年 4 月 1 日現在)。

住宅に困窮している低所得者世帯には、市営住宅等と合わせて民間賃貸住宅への入居を円滑化し、重層的な住宅セーフティネットを構築することにより、市民が安心して居住できる住まいを提供することが必要です。

また、市営住宅の老朽化や生活様式の変化に対応した適切な維持補修やバリアフリー化など、居住環境の改善への対応が必要となっています。

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①生活保護制度の適正な運用</p> <p>1) 最低生活保障の適正な運用を図ります。</p> <p>2) 安定的な生活の確保のため、相談・指導の充実や援護対策の充実を図ります。</p> <p>②生活困窮者等に対するセーフティネットの充実</p> <p>1) 生活困窮者の自立と相談支援体制を推進します。</p> <p>2) 市営住宅を適切に管理し、住宅を確保することが困難な市民が安心して暮らせるような住環境の形成を進めます。</p>	
4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 生活保護制度の運用 (運営の適正化、自立支援(就労支援の維持)、実施体制の強化)</p> <p>2. <del>低所得高齢者等住まい・生活支援事業</del></p> <p>32. 生活困窮者自立支援事業(「くらしの相談窓口」の開設設置)</p> <p>43. 市営住宅の運営と管理</p>	<p>・主要事業の見直し</p> <p>・開設済みのため「設置」に修正</p>
5. 私たち(市民・事業者)が協力できること	変更理由
●市民は、低所得者等が孤立しないよう目配り、声かけを心がけます。	
7. 部門別計画	変更理由
横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、横手市住生活基本計画、横手市営住宅等長寿命化計画、 <del>地域住宅計画</del>	・現行の関連計画に修正した

◆【施策1-6】

施策名	変更理由
福祉を支える人材の確保と育成	
1. 目指す将来の姿	変更理由
地域福祉活動やボランティア団体に参加する市民が増えています。また、地域での見守りや助け合いの活動が活発に行われています。	
2. 取り組み方針	変更理由
<p>「<del>みんなが主役！みんなで作る</del>一人にやさしいまち横手」を基本理念とし、<b>地域の生活課題解決のため</b>、今ある公的なサービスなどを効率的に分配することはもちろん、市民一人ひとり、自治会・町内会、ボランティア団体やNPO、サービス事業所や福祉施設などの事業者、社会福祉協議会、行政が力を合わせて<b>地域の生活課題解決に取り組んでいきます</b>地域福祉活動の活性化に取り組みます。</p>	<p>・総合計画審議会委員のご意見を踏まえ、表現を修正。</p>
3. 現状と課題	変更理由
<p>● <del>少子高齢化や核家族化の進行により</del>、<b>高齢者のみ世帯や高齢のひとり暮らし世帯の増加</b>など増加しており<b>増加</b>、<b>少子化の進展</b>、<b>ライフスタイルの変化</b>などに伴い、家族や地域での相互扶助の機能が弱まっているとともに、市民の抱える生活課題が複雑化・多様化しており、地域社会全体での支え合いが必要です。</p> <p>● ボランティア団体やNPO等の果たす役割がますます重要となり、その育成の支援</p>	<p>・総合計画審議会委員のご意見を踏まえ、表現を修正。</p>

とネットワークづくりが求められています。	
<p><b>4. 施策の展開 (主な取り組み)</b></p> <p>①地域福祉活動の基盤支援 1) 社会福祉協議会や民生児童委員が行う地域福祉活動やボランティア団体等の育成を支援します。</p> <p>②地域福祉を支えるネットワークの構築 1) 「横手で生活しているすべての人」を地域福祉の重要な担い手と位置づけ、市民・地域・事業者等・社会福祉協議会・行政が積極的に連携し、お互いを思いやるやさしさのあるまちづくりを推進します。</p>	<p><b>変更理由</b></p>
<p><b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b></p> <p>1. 社会福祉協議会、民生児童委員協議会への支援 2. 民生委員・児童委員費 3. 地域支え合い体制づくり事業生活支援体制整備事業 4. 避難行動要支援者支援体制の整備 (避難行動要支援者名簿・個別計画の作成) 5. ひきこもりの若者への支援 (地域若者サポートステーション事業 (国事業))</p>	<p><b>変更理由</b></p> <p>・横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画</p>
<p><b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b></p> <p>●市民は、ボランティア活動などの地域福祉活動に積極的に協力、参加します。 ●事業者は、地域福祉活動に積極的に参加し、また従業員が地域福祉活動に積極的に参加できる職場環境づくりに努めます。</p>	<p><b>変更理由</b></p>

7. 部門別計画	変更理由
横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画、 横手市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画、横手市避難行動要支援者支援計画	

■【政策2】

政策名	変更理由
学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます	

◆【施策2-1】

施策名	変更理由
横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実	

1. 目指す将来の姿	変更理由
ふるさと横手を愛し、学ぶ意欲にあふれ、確かな学力を身に付けた児童生徒が健やかに成長しています。	

2. 取り組み方針	変更理由
横手を愛する心と生きる力を育み、学校教育の充実を図ります。	

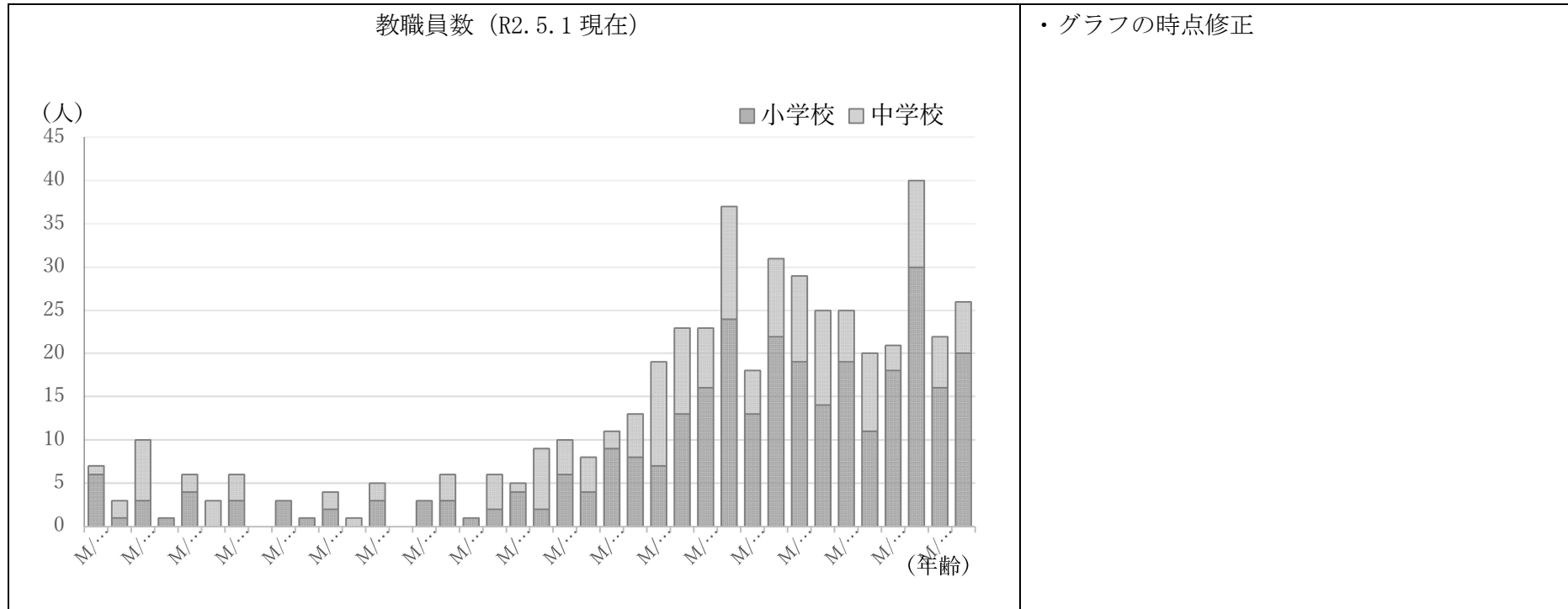
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● この5年間で横手市教育に携わる多くの教職員の退職が見込まれている状況のなかで(【図1】参照)、子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた支援と教職員の資質の向上が強く求められています。このような変化の激しい現代社会において、「生きる力」(確かな学力・豊かな心・健やかな体)を子どもたちが身に付けることができるようにしなければなりません。</li> <li>● 学習指導要領改訂に伴い、教育の大きな転換期を迎えている今、新しい時代に必要とされる資質・能力を育成するため、ICT教育の推進等、さらなる学びの質的向上を図</li> </ul>	

ることが求められています。

また、地域で活躍する人材を育成するために、自身の出身地区だけでなく、横手市全体のよさ（教育・歴史・文化・産業）や、食育を通じた食文化、郷土食の重要性を学ぶ活動等により、ふるさと横手を愛する心を育む必要があります。

- 少子高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、就学前や小・中学校において求められている教育内容は多様化し、さまざまな教育課題が発生しています。その中でも、子どもの情報端末機器の所持率の増加によるネット上のトラブル、そこから起因するいじめ・不登校への対策と対応、また特別な支援を要する子ども一人ひとりへのきめ細やかな配慮や支援が求められています。





4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①教育指導の充実</p> <p>1) 計画的、組織的な研修を通して教職員の資質向上と授業改善の一層の推進を図ります。</p> <p><del>2) ふるさと横手を愛する心を育む「横手を学ぶ郷土学」に取り組み、地域の力に支えられ、郷土に誇りをもてる教育を推進します。</del></p> <p><del>3) 恵まれた教育環境や子育て環境の質の高さをアピールし、県内外へ発信します。</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習指導要領改訂に伴い授業改善推進を追記</li> <li>・ ⑥へ項目立てる</li> <li>・ 教育指導の充実の内容とは整合しないため削除</li> </ul>

<p>2) 児童生徒の情報活用能力の育成に向けたICT活用の取組の推進を図ります。</p> <p>②特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への支援 就学前教育・保育、特別支援教育の充実</p> <p>1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対して、個々のニーズに応じた指導を行い、安定した学校生活を送ることができるよう支援します。</p> <p>2) 就学前教育・保育における指導力向上と、児童の入学に向けた小学校との連携の強化を図ります。</p> <p>③不登校適応対策といじめの根絶 早期発見・早期解消</p> <p>1) いじめなどにより学校に適應することが困難な学校に適應することが困難な児童生徒や、いじめ等の学校生活に起因する問題に悩む児童生徒に対し、不登校適応指導教室での支援やスクールカウンセラーの配置により改善を図ります。</p> <p>④学校教育の充実 教育の機会均等のための支援</p> <p>1) 家庭の経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、教育に必要な扶助を行います。</p> <p><del>2) 情報化社会に適應するための情報モラル教育を推進します。</del></p> <p><del>3) 2) 修学の意欲があるにもかかわらず、家庭の経済的理由により修学が困難な学生に対し支援を行います。</del></p> <p><del>4) 児童の入学に向けた小学校と保育所等との連携の強化を図ります。</del></p> <p>⑤食育指導の充実</p>	<p>・今日的課題であるため追記。</p> <p>・就学前教育・保育、特別支援教育をまとめて記載</p> <p>・④4) から移動し、指導力向上について追記</p> <p>・いじめを積極的に認知し早期解消を図る指導の浸透</p> <p>・不登校、いじめ等の問題への対応</p> <p>・「施策2-1」内で展開する主な取組の組替をしたことから、タイトルを変更</p> <p>・各校にて充実が図られているため削除。</p> <p>・② 2) へ</p>
--	--

<p>1) 学校給食の提供にあたって、横手市産の食材を積極的に使用し、旬の味覚や郷土食を伝えるとともに、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を体得させるよう、食育の推進を図ります。</p> <p>⑥ふるさと教育の充実</p> <p>1) ふるさと横手を愛する心を育む「横手を学ぶ郷土学」に取り組み、地域の力に支えられ、郷土に誇りをもてる教育を推進します。</p>	<p>・ふるさと教育として独立して記載</p>
--	-------------------------

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. <del>「横手を学ぶ郷土学」創設事業</del> ICT 活用による授業改善と言語活動の充実による学力向上推進事業</p> <p>2. <del>次世代ものづくり人材育成事業</del> 学校生活サポート事業</p> <p>3. <del>学校生活サポート事業</del> 教育相談・不登校適応指導教室事業、横手市いじめ防止等対策事業</p> <p>4. <del>教育相談・不登校適応指導教室事業、横手市いじめ防止等対策事業</del> 小中学校要保護及び準要保護就学援助等、奨学金貸付事業</p> <p>5. <del>言語活動充実推進事業、積極的な教育視察の受け入れ</del> 食育・地産地消推進事業</p> <p>6. 奨学資金貸付事業「横手を学ぶ郷土学」推進事業</p> <p>7. <del>食育・地産地消推進事業</del></p>	<p>・施策の展開との整合性を図り、次世代ものづくり人材育成事業を削除</p>

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、地域において子どもへの見守り、声かけを行い、学校行事や地域活動へ積極的に参加します。</p>	

●事業者は、総合学習における機会や施設の提供などに協力し、未来の横手を担う人材の育成に協力します。	
---	--

7. 部門別計画	変更理由
横手市教育ビジョン、横手市食育推進計画、 <b>第2期</b> 横手市子ども・子育て支援事業計画 (夢はぐくむゆきんこプラン)	

◆【施策2-2】

施策名	変更理由
安全で安心して学べる教育環境の整備	

1. 目指す将来の姿	変更理由
児童生徒が、未来の横手市を担って新しい時代を生き抜く力を身に付けるため、個性を生かして多様な人々と協働しながら学習することができる、安全で安心な教育環境が整備されています。	

2. 取り組み方針	変更理由
安全・安心して学べる質の高い教育環境を整備するとともに、学校施設等の適正な配置・管理を行います。	

3. 現状と課題	変更理由
● 建築後 20 年以上経過している学校施設については、 <del>現在</del> 計画的に大規模改修を	・「現在」を削除

<p>進めるとともに部分的な修繕で対応していますが、縮減する財源の中で維持管理を行うには、緊急度・重要度から優先順位を見きわめていく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠距離通学児童生徒の登下校の安全確保と保護者の負担軽減を図るために、スクールバスの運行を実施しています。小・中学校の統合による通学範囲の拡大により車両数が増加しており、これまで以上に適正な運行管理が必要になります。また、児童生徒数の推移に応じた車両配置と計画的な車両更新を行い、効率的にスクールバスを運行する必要があります。</li> <li>● 市内4カ所の学校給食センターで給食を提供しています。学校給食業務の運営にあたっては、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、今後、効率的・効果的な業務体制を構築する必要があります。</li> </ul>	
---	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①教育環境・教育備品の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 児童生徒の良好な教育環境の構築のため、引き続き学校規模の適正化を進めるとともに、学校施設の長寿命化対策(大規模改修)に取り組みます。むととも、特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した施設整備を実施します。また、これに合わせて小中一貫教育学校の導入を検討します。</li> <li>2) 児童生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう、小中学校施設及び設備等の適正な維持管理を図るとともに、登下校の通学手段及び安全確保のため、スクールバスの適正な管理・運行を行います。</li> <li>3) より良い指導のための教材備品や学校図書館図書資料の充実に努めるとともに、小中学校のICT環境の整備とを進めます。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の間は、学校統合及び小中一貫教育学校建設の計画はないことから削除</li> <li>・図書などの印刷資料のみではなく、DVD もあるため訂正</li> </ul>

<p>②学校給食施設・設備の充実と安全で栄養バランスのとれた学校給食の提供</p> <p>1) 児童生徒へ対して安全・安心な学校給食を安定的に提供できるよう、各給食センターの施設及び設備の適正な維持管理と衛生管理を徹底し、施設・設備徹底します。また、施設の再編と設備の計画的な整備を進めます。</p>	<p>・学校給食センターの再編を計画していることから追記</p>
<p>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</p>	<p>変更理由</p>
<p><del>1. 学校統合事業</del></p> <p>2-1. 学校施設長寿命化対策 (大規模改修) 事業</p> <p><del>3. 小中一貫教育学校の導入検討</del></p> <p>4-2. スクールバス運行事業</p> <p>5-3. 小中学校におけるICT環境整備と活用</p> <p>6-4. 学校給食事業</p> <p>7-5. 学校給食センター施設の維持管理と運営・運営と再編</p>	<p>・当面の間、学校統合計画がないため削除</p> <p>・当面の間、小中一貫教育学校建設がないため削除</p> <p>・ICT機器の活用については、2-1に記載</p> <p>・学校給食センターの再編を計画していることから追記</p>
<p>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<p>●市民は、安全、安心に関する意見を行政へ提出し、教育環境の改善について提案します。</p> <p>●事業者は、学校が行うキャリア教育に対し、生徒の受け入れなどの面で協力します。</p>	
<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>横手市教育ビジョン、横手市学校施設長寿命化改善計画</p>	<p>関連計画の追記</p>

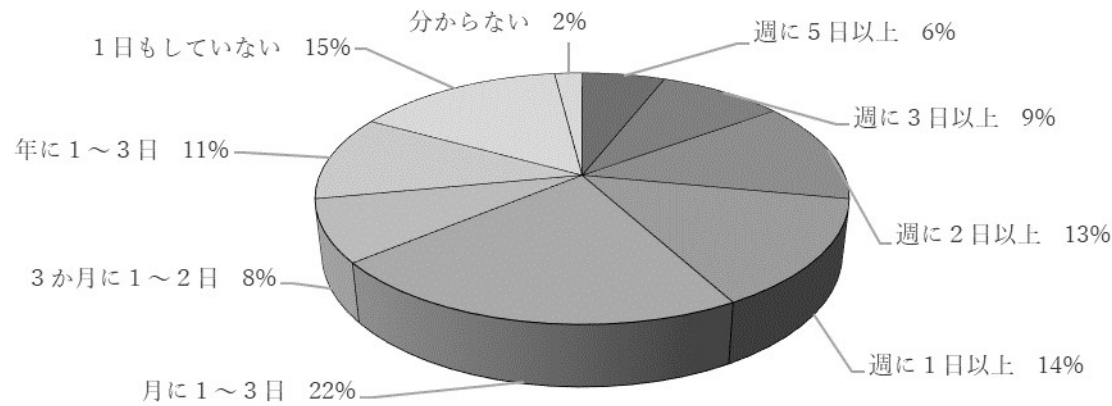
◆【施策2-3】

施策名	変更理由
元気なまちを築く生涯スポーツの促進	
<b>1. 目指す将来の姿</b>	<b>変更理由</b>
市民一人ひとりがスポーツを通して、心と身体を豊かにし、健康で活力ある生活を送っています。	
<b>2. 取り組み方針</b>	<b>変更理由</b>
市民が日常的にスポーツに取り組むことができるよう、関係団体と連携しながらスポーツ事業を展開し、将来を見据えて利用者のニーズに応じたスポーツ施設の改修や整備を推進します。	
<b>3. 現状と課題</b>	<b>変更理由</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成25年3月に「横手市「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例」が制定され、翌月の4月には「スポーツ立市宣言」を行いました。これは、スポーツをキーワードに元気なまちづくりと地域の活性化などスポーツの振興を市民と一体になって推進することを宣言したものです。 市内にあるスポーツ施設は、市町村合併前に整備されたものが多く、類似施設や老朽化施設等の統廃合を含めた整備が課題となっています。</li> <li>● 余暇活動の多様化や健康志向の高まりにより、気軽に楽しむことのできるスポーツやレクリエーション活動へのニーズが高まっています。多様化する市民ニーズに対応する</li> </ul>	

ため、効果的な施策を展開する仕組みづくりが求められています。

- スポーツやレクリエーション活動が、健康づくりや生きがいに留まらず、地域の活性化やまちづくりに繋がる取り組みが求められています。

横手市民が1年間でスポーツをした割合 (%)



- ・グラフの時点修正

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①スポーツの振興</p> <p>1) 「<del>チャレンジデー</del>」に代表される市民参加型健康増進イベントの開催などを通じて「スポーツ」と「健康づくり」が一体となった生涯スポーツの普及促進を図ります。</p> <p>2) 全国大会等で活躍できる選手・団体の育成を主眼とした大会の開催や国体など全</p>	<p>・市民参加型健康増進イベントは、チャレンジデーのみではなく他にもあることから、個別イベント名は削除</p>



<p>国大会等に出場する選手個人や団体に対する助成を通じて、競技スポーツ強化を促進します。</p> <p>②スポーツのまちづくりの推進</p> <p>1) 各種スポーツ大会・スポーツイベントの実施やスポーツ合宿等の誘致に積極的に取り組み、スポーツ交流と観戦機会の充実を図ると同時に、地域活性化や交流人口の増加につなげ、にぎわいのあるまちづくりに活かします。</p> <p>③社会体育施設等の整備と適正な管理</p> <p>1) 市民がスポーツやレクリエーションを安全に安心して楽しんでいただけるように施設・設備の適正な維持管理を実施して、施設の魅力アップに努めるとともに、機能や利用状況に応じた計画的な設備整備と各体育施設の適正な配置を促進します。</p> <p>2) 施設の利用状況や施設状況をわかりやすく伝え、利用促進を図ります。</p>	<p>・主語・述語等の関係修正</p>
---	---------------------

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 市民スポーツ振興事業 <del>-(チャレンジデーや各地域の市民スポーツ大会の実施など)-</del></p> <p>2. 横手市体育協会の支援と連携</p> <p>3. スポーツのまちづくり事業 <del>-(観戦機会充実のためのスポーツ大会やスポーツ合宿の誘致など)-</del></p> <p>4. 競技スポーツパワーアップ事業</p> <p>5. 横手体育館の建替え整備</p>	<p>・主要事業の見直し</p> <p>・他の個別施策と表記をあわせて削除</p> <p>・他の個別施策と表記をあわせて削除</p>

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、市民参加型健康増進イベント等に積極的に参加するなど、スポーツに親しみ、健康づくりに取り組みます。</li> <li>●事業所は、社員のスポーツ大会や行事等への参加に協力するとともに、会社ぐるみで横手市のスポーツ振興を応援します。</li> </ul>	

7. 部門別計画	変更理由
横手市教育ビジョン、横手市スポーツ振興推進計画	関連計画の修正

◆【施策2-4】

施策名	変更理由
心を豊かにする生涯学習の推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
多様な生涯学習の機会が提供され、市民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学べるとともに、優れた芸術文化に親しむことができます。また、より良い読書環境が整えられ、市民が自らの考えで行動し、人生を楽しんでいます。	

2. 取り組み方針	変更理由
市民が豊かな教養を身に付けるために、 <del>芸術文化の振興を図るため、市民の</del> ライフステージに応じた学習機会の充実と支援を行います。また、優れた芸術にふれる機会や体験活動ができるよう将来を見据えた必要な施設の整備を推進します。	・総合計画審議会委員の指摘により修正

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信技術の発達等により、ライフスタイルが多様化し、市民の学習要求も幅広く高度になっておりいます。講座や教室等において、より満足度の高い学習機会を提供するとともに、教養を高め知識を豊かにする読書活動を推進する必要があります。</li> <li>● 市民協働によるまちづくり活動との連携をさらに進め、より時代に見合った形で地域コミュニティ活動を展開できるよう、公民館機能の見直しを進めていく必要があります。</li> <li>● 社会教育施設等の運営効率化を図るため、類似施設や老朽化施設等の統廃合を含めた整備が課題となっており、市民にとって利便性が高く充実した施設の提供が求められています。</li> <li>● マンガ原画やアーカイブ資料等の魅力を活かし、「横手市増田まんが美術館」があるからこそできる「特別な学びの場」の浸透強化を図る必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会委員の指摘により修正</li> </ul>
4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①生涯学習の振興</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市民の学習意欲の高まりに応え、秋田大学横手分校とも連携しながら、各種講座や教室等のより満足度の高い学習機会の提供に努めるとともに、学習環境の整備を図ります。</li> <li>2) 子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長のため、各種体験活動事業や交流事業などの実施に努めます。また、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの成長を支えるため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置を拡大し、地域に根差し</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに導入するコミュニティ・スクールについて追記</li> </ul>

<p>た横手市版コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を推進します。</p> <p>3) 学習の成果を地域活動参画や社会貢献に活かす環境づくりに努めます。</p> <p>②社会教育の推進</p> <p>1) 各種社会教育団体の活動を支援します。</p> <p>2) 公民館等について、市民協働によるまちづくり活動と連携した地区交流センター化を見据え進め、その機能を見直しますの充実を図ります。</p> <p>③芸術文化の振興</p> <p>1) 芸術文化に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動を支援し、成果発表の機会と場の提供に努めます。</p> <p>2) マンガ原画の魅力を活用した子どもの教育を推進します。</p> <p>3) マンガを活用した体験、交流活動機会の場の提供に努めます。</p> <p>④図書館の充実</p> <p>1) 図書館の設備や機能を充実させ、<del>読書文化の振興や情報交流などの場としての活用を図ります。</del>読書文化の振興を図るとともに、人と人が「つどい、つながる」交流拠点として、にぎわい創出に貢献します。</p> <p>2) 読書活動の支援を充実させるとともに、市民の活動の証となる資料収集・保存に努めます。</p> <p>⑤社会教育施設等の整備と適正な管理</p> <p>1) 社会教育施設等の予防修繕を実施して長寿命化を図るなど、施設や設備の適正な</p>	<p>・公民館から地区交流センターへの移行が進んでいるため。</p> <p>・新たな課題を解決するため追加記載</p> <p>・図書館もある公益施設の整備を視野に入れた記載に訂正</p> <p>・施策2-3と表記を合わせた。</p> <p>・魅力アップという抽象的な表現から具体的な表現に変更</p>
---	--

維持管理を実施し、施設の <del>魅力アップ</del> 利便性向上に努めます。	
2) 社会教育施設等の計画的な整備と更新を進め、施設の適正な配置を進めます。	

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
1. 生涯学習推進事業 2. 秋田大学横手分校 3. 公民館等各種社会教育施設の運営を施設の長寿命化 4. 自主文化事業委託費 5. 芸術文化推進事業 6. <del>増田まんが美術館整備事業・増田まんが美術館魅力アップ事業</del> マンガ活用推進事業 7. 市立図書館の管理運営 8. 読書活動促進事業 9. 横手駅東口再開発事業における新公益施設の整備 10. 横手市民会館の建替え整備	・ 主要事業の見直し

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
●市民は、各種の講座への参加や学びを実践したり、地域活動や文化・芸術活動へ積極的に参加します。 ●市民は、読書に親しみ、子供へ読み聞かせなどを行います。 ●事業者は、事業に関係する講座への講師派遣や自分たちの施設を生涯学習の場として積極的に提供や紹介を行います。	

7. 部門別計画	変更理由

横手市教育ビジョン、横手市生涯学習推進計画（よこて学びプラン）、 <del>横手市社会教育施設長寿命化修繕計画</del> 、横手市子ども読書活動推進計画	・関連計画の見直し
---	-----------

◆【施策2-5】

施策名	変更理由
よこての伝統文化の継承と再発見	

1. 目指す将来の姿	変更理由
市民が地域の歴史や文化を身近に感じ、横手に誇りを持って暮らしています。	

2. 取り組み方針	変更理由
歴史的資源を活かした地域づくりを進めるため、その把握と周知、保存・活用を推進します。 地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育みます。	

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横手を全国に発信することのできる大規模な歴史的資源を再評価し、まちづくりへ活用するため、幅広い調査や価値づけと、その保存・活用を行うための方針策定が求められています。策定した方針を基にした保存・活用のほか、文化財の指定や登録の積極的な推進が望まれます。</li> <li>● まちづくりの核となる歴史的資源を集約した展示施設の設置が求められています。後三年合戦など地域史の全体像について、発掘調査によりその価値を再発見し、周</li> </ul>	

<p>知・活用するため、国指定史跡大鳥井山遺跡、金沢柵をはじめとする、後三年合戦関連遺跡を核としたガイドンス施設の設置が望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● それぞれの地域の活性化の核となる歴史的資源を、より多くの人々にわかりやすく周知する必要があります。後三年合戦金沢資料館、雄物川郷土資料館のほか、数多くある市内資料館施設等の統廃合を含んだ充実した運営が望まれています。</li> <li>● 地域の伝統的な行事や民俗芸能が失われつつあります。担い手育成が求められる一方で、横手市の次代を担う児童生徒には歴史と伝統、慣習などを身に付ける郷土学習を定着させることで、郷土を愛する心を育むことが求められます。</li> </ul>	
--	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>②① ① 文化的資産 歴史的資源 による を活用した郷土への愛着と誇りの醸成</p> <p>1) 歴史的資源の保存・活用の方針を定めるマスタープランとなる歴史文化遺産保存活用計画を策定し、歴史的資源と地域固有の特性を、学校教育や社会教育、地域振興や観光振興など多様な分野と連動した取り組みに活かします。</p> <p><del>1)</del> 2) 市全体の歴史と伝統を学ぶ「横手を学ぶ郷土学」 <del>事業を創設し</del> などを活用し <del>によって</del>、小中学校と連携して、横手を愛する児童生徒を育成します。</p> <p><del>2)</del> 3) 市民との協働作業によって地域固有の <del>特色ある文化的資産</del> 歴史的資源や地域の魅力を発信・保全することで後世に <del>の保全・伝承継承しをはかるとともに</del>、地域を愛する心を育みます。</p> <p>①② ② 文化的資産 歴史的資源 の把握と周知、保存活用</p> <p>1) 増田の町並みの保存と活用を進め、 <del>各種史跡の調査を積極的に進めるとともに</del>、金沢柵とや沼柵などの後三年合戦関連遺跡について <del>詳細調査を積極的に進めるほ</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の統一</li> <li>・現状にあわせる。</li> <li>・用語の統一</li> <li>・現状にあわせる。</li> </ul>

<p>か、シンポジウムや講座などによるでの情報発信を実施するほか、<del>早期の国指定史跡化を実現強化</del>します。</p> <p><del>3</del>2) 文化的資産歴史的資源を所有者や管理者と共に保護し、地域づくりに活用するたします。そのため、文化財の指定等や登録申請を積極的に推進し、<del>「歴史文化基本構想」の策定を目指</del>します。</p> <p><del>2</del>3) 資料館施設については、魅力ある企画展等を通じた内容の充実と適正な維持管理を実施して施設の利用者増を図るとともに、多様な歴史的資源を集約したまちづくりの核となる資料館等のあり方について検討します。地域の文化的資産を保存展示し、<del>文化的資産活用と観光の拠点となる文化財等保存活用のための施設(デジタルセンター)</del>後三年合戦関連遺跡を核として、多様な歴史的資源を集約したまちづくりの核となるガイダンス施設の設置をについて検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の統一。現状にあわせる。</li> <li>・現状にあわせる。</li> <li>・FM計画に基づくもの。</li> </ul>
---	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 横手市歴史文化遺産保存活用地域計画に基づく文化的資産歴史的資源の発見把握と地域の特性を活かした保存・保護、活用と情報発信</p> <p>2. 横手市歴史的風致維持向上計画に基づく周辺環境を含めた整備策定と歴史まちづくり事業</p> <p><del>7</del>3. 「横手を学ぶ郷土学」創設事業(再掲)</p> <p>34. 重要伝統的建造物群保存事業</p> <p>45. 後三年合戦関連遺跡の調査及び保存活用整備事業</p> <p>36. 資料館施設を利用した歴史的資源や地域の魅力の発信強化</p> <p><del>5. 埋蔵文化財発掘調査事業</del></p> <p><del>6. 雄物川郷土資料館を核とした等各資料館施設の運営と管理資料館施設間の連携</del></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の統一</li> <li>・現状にあわせる。</li> <li>・現状にあわせる。</li> <li>・既存事業</li> <li>・既存事業</li> <li>・施策実現するため。3からの修正</li> <li>・県委託事業も含まれるため削除</li> <li>・3にまとめる。</li> </ul>



<p>5. 私たち（市民・事業者）が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、<b>文化的資産</b> <b>歴史的資源</b>の調査や保存活動に積極的に参加し、<b>地域の宝を発見、発信することで</b>協力して地域の文化的価値を高めます。</li> <li>●市民は、地域の祭り、伝統行事、郷土学習の機会へ積極的に参加することで、文化を継承し、後継者を育成します。</li> <li>●事業者は、地域の祭り等へ積極的に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の統一</li> </ul>
<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>横手市教育ビジョン、<b>横手市歴史文化遺産保存活用地域計画</b>、<b>横手市歴史的風致維持向上計画</b>、<b>横手市増田伝統的建造物群保存地区保存計画</b>、<b>史跡大鳥井山遺跡保存管理計画</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連計画の追記</li> </ul>

■【政策3】

政策名	変更理由
豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます	

◆【施策3-1】

施策名	変更理由
安心して暮らすことのできるまちづくりの推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
<p>事故や犯罪、消費者が巻き込まれる悪質商法や特殊詐欺等の被害が減少し、市民がお互いに助け合いながら、安心して生活を送っています。</p> <p>必要な時には専門的な相談が受けられ、問題の解決に結びつく方法を速やかに見出すことができます。</p>	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>交通安全や犯罪に関する意識を高める機会、消費者トラブルに関する知識を深める機会を増やすほか、各種相談窓口の周知を図ります。</p> <p>空き家の総合的な対策を推進するため、空き家の状況を適宜、調査し、より効果的な制度を構築すべく、市民や関係団体との連携を深めます。</p>	

3. 現状と課題	変更理由
<p>● 交通事故件数は減少傾向にあるものの、依然として高齢者の占める割合が高いものとなっています。高齢者が加害者にも、被害者にもならないよう、関係団体と連携を</p>	

図りながら交通安全の取り組みをより一層、推進していく必要があります。

また、市民が特殊詐欺に遭うケースが発生しています。地域ぐるみ、家族ぐるみの防犯意識のさらなる向上が求められています。

【横手市内の交通事故件数】

(単位：件)

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	184	194	188	154	144

- 少子高齢化や核家族化により、空き家が増加しています。特に老朽化した空き家は、防災、防犯、衛生上の面から地域の良好な生活環境を著しく脅かす原因となっており、倒壊等の事故を未然に防ぐためにも、空き家の所有者等に対応を促す必要があります。
- 悪質商法をはじめとした消費者トラブルや人権侵害等、市民が抱える問題について市民自らが解決策を見出し、また、未然に防ぐことができるよう、啓発や相談体制の充実が求められています。

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①交通安全対策の推進</p> <p>1) 市民への交通安全思想の普及の徹底、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全に関する啓発等を関係団体等と連携して行い、あらゆる機会を通じて、子どもや特に高齢者を対象とした交通安全に関する啓発活動を積極的に推進します。また、交通事故を未然に防ぐため、カラー舗装やグリーンベルト、カーブミラー設置等の交通安全施設整備を推進します。</p>	

<p>②防犯対策の推進</p> <p>1) 警察、学校、地域の防犯活動団体等と連携した防犯対策を推進するとともに、よこて安全・安心メールを活用して防犯情報を共有するなど、被害防止に努めます。</p> <p>③空き家対策の推進</p> <p>1) <del>管理が行き届いていない空家の所有者等に対し、適切な管理を促すほか、空家の有効活用を推進する施策を実施します。</del>          空き家の所有者等に対する意識の啓発等の空き家予防、空き家の適正管理、空き家の利活用の推進を図る施策を総合的、計画的に実施します。また、利活用できず老朽化が進行し周辺に危険を及ぼす空き家を解体除却等して市民の安全や生活環境の改善に努めます。</p> <p>④市民相談の実施</p> <p>1) 市民が抱える多様化した問題を解決するため、無料法律相談や消費生活相談など、各種相談窓口の周知アウトソーシングの検討や専門的人材の育成等により、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>・第2期横手市空家等対策計画（令和3年度～令和7年度）の基本方針として定める内容を盛り込んだ修正。</p> <p>・市報等により各種相談窓口の周知は図られていることから、今後、アウトソーシングの検討や専門的人材の育成等により、相談体制の充実を図る。</p>
--	---

4. 施策の展開（施策実現のための主要事業等）	変更理由
<p>1. 交通指導隊及び防犯指導隊の活動の促進</p> <p>2. 交通安全対策事業・防犯対策事業、交通安全施設整備事業</p> <p>3. よこて安全・安心メールの加入促進と配信</p> <p>4. 老朽危険空き家対策事業</p> <p>5. 市民相談事業（消費生活相談、無料法律相談、行政相談、人権相談等）</p>	

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<p>●市民は、子ども見守り隊への参加、安全・安心メールへの登録など、地域の見守り体制構築に協力し、地域の危険個所を確認し、行政へ報告します。</p> <p>●市民は、高齢者世帯や要援護者世帯等の住居の把握し、空き家予備軍の発掘に協力します。</p> <p>●事業者は、特殊詐欺等の犯罪の水際阻止に協力するなど、市民が犯罪に遭わないよう、地域の見守りに協力します。</p> <p>●市民や事業者は、空き家の発生予防や適正管理に努めて、市の空き家対策に協力し、地域の安全と生活環境を守ります。</p>	<p>・第2期横手市空家等対策計画（令和3年度～令和7年度）の方向性や施策として定める内容を盛り込んで修正。</p> <p>・同上</p>

7. 部門別計画	変更理由
横手市交通安全計画・交通安全実施計画、横手市空家等対策計画	

◆【施策3-2】

施策名	変更理由
美しい自然環境と快適な生活環境の保全	

1. 目指す将来の姿	変更理由
<p>水と緑と人が共生し、貴重多様な生態系が保全され希少な生物が保全され生息しています。</p> <p>まちの美観は損なわれることなく、河川などの豊かな自然環境が市民にやすらぎの場</p>	<p>・生物学用語の「希少」に統一する。</p>

となるなど、快適な生活環境が実感できます。	
-----------------------	--

2. 取り組み方針	変更理由
<p>市民や事業所及び環境関係団体と連携し、不法投棄の監視やクリーンアップ等で地域の環境美化を推進します。また、各種公害を監視し、生活環境の保全に努めます。森林や農地を適正に管理し、環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図ります。また、下水道等への加入促進や合併浄化槽による生活排水の浄化により河川水の水質保護を図ります。さらに、定期的に河川水の水質を検査し、汚染状況の把握に努めます。</p>	

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市は、里山的な森林生態系と水田地域特有の耕地生態系の中で、多種多様な生物が生息しています。緑の減少等による生物多様性の低下を防ぐため、自然環境と調和した農林業を推進し、森林、農地のもつ環境保全機能や水循環機能の維持、向上を図る必要があります。</li> <li>● 日本有数の河川である雄物川、それに繋がる支流、小川や水路、池沼、遊水池、水田等、本市の多様な水辺環境は市民の生活にとって欠くことのできない自然環境であり、これを保全する必要があります。</li> <li>● 豊かな自然環境を守り次世代に伝えるためには、自然を破壊する行為を監視し、さらに自然環境保全地域等における貴重な水生生物の現状把握に努め、固有種を保存する必要があります。</li> <li>● 快適な生活環境のなかで、市民が安全で健康的な暮らしをおくるためには、美しい景観を保全し、産業型公害、都市・生活型公害などによる汚染から郷土を守る必要があります。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成28年度から全市統一した環境美化推進員制度の運用を開始しています。本市の環境保全や美化を、より一層推進していくため、地域リーダーとして環境美化推進員を養成するとともに連携して活動を進める必要があります。</li> <li>● 本市には、7カ所の市営墓園があり、約3,300カ所の区画が整備・供用されています。世帯数の増加等による墓地需要の動向を見極めながら、計画的な整備と分譲を進めています。</li> </ul>	<p>・平成28年度から環境美化推進員制度が施行されたことによる追記。</p>
--	---

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①環境美化活動の推進</p> <p>1) ごみのポイ捨てや不法投棄をしないよう、意識啓発などの環境美化活動を推進するとともに、ごみの不法投棄の監視や取り締りを実施します。</p> <p>②自然環境保全の啓発</p> <p>1) 河川や湧水の水質調査を実施し、水辺環境の保全や向上に取り組むとともに、それらの情報提供等を通じて自然保護意識の高揚につなげます。</p> <p>③公害の防止</p> <p>1) 大気、水質、騒音、悪臭等の環境監視を実施し、各種公害の未然防止への取り組みを実施します。</p> <p>④生態系の維持 (農地や森林の保全)</p> <p>1) 農地や森林の保全のため、適正な管理を強化します。</p> <p>2) 外来種の動植物から希少生物を保護侵入を防止し、本市特有の多様な生態系を保</p>	

<p>全するとともに希少な在来種を保護します。</p> <p>3) <del>いこいの森や自然体験型交流施設などの管理を適正に行い、豊かな自然環境を活かした市民の憩いの場の提供と自然保護意識の向上を図ります。</del></p> <p>森林の有する公益的機能が効果的に発揮されるよう、森林病虫害対策などを図るとともに、市民にとって森林が身近な場となるよう、いこいの森などの管理を適正に行います。</p> <p>⑤墓地の整備</p> <p>1) 墓地の需要に合わせ、既存墓園の計画的な整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いこいの森に限定するものではなく、森林環境保全全般に係る取り組みとするための修正。</li> <li>・【施策 5-6】 から移動。</li> </ul>
---	---

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 環境美化推進事業 (環境美化推進員の研修や市民クリーンアップなど)</p> <p>2. 不法投棄場所の把握と監視</p> <p>3. 公害防止対策事業</p> <p>4. 河川・湧水の水質監視</p> <p>5. 市営墓園・市営斎場・衛生センターの整備と運営と管理</p> <p>6. 緑化推進事業 (アメシロ・<del>松くい虫防除対策</del>など)</p> <p>7. <del>いこいの森・自然体験型交流施設の管理</del>水と緑の森づくり事業</p> <p>8. 森林病虫害等防除事業 (松くい虫防除など)</p> <p>9. 西部斎場の改築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題に環境美化推進員を追記したことによる修正</li> <li>・【施策 5-6】 から「前郷墓園の整備」が移動したことを受け、「整備」の文言を加えた。</li> <li>・松くい虫は 8. に含まれるので削除する。</li> <li>・いこいの森に限らず、公益的機能発揮のため実施している左記事業に修正したい。</li> <li>・「4. 施策の展開 (主な取り組み④3)」の修正に合わせ追加する。</li> </ul>



5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、地域のクリーンアップに積極的に参加するとともに、ごみの不法投棄は絶対にしません。また、生活排水にも気を配ります。</li> <li>●事業者は、企業活動による環境汚染や公害を防止し、社会貢献として環境美化・保全活動に取り組みます。</li> <li>●ごみの不法投棄行為を発見した場合は、情報提供に協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目の追加。</li> </ul>

7. 部門別計画	変更理由
横手市環境基本計画、横手市農業振興地域整備計画、横手市森林整備計画、横手市景観計画、横手市下水道中長期ビジョン、横手市市営墓園整備構想等	・「横手市市営墓園整備構想」を策定したよる追加。

◆【施策3-3】

施策名	変更理由
災害に強いまちづくりの推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
消防や救急体制がより充実し、防災等に関する地域の取り組みが活発に行われ、安全・安心に暮らせるまちづくりが進んでいます。	

2. 取り組み方針	変更理由
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する	

<p>「減災」の考え方を基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。</p> <p>なお、災害に対しては「自らの命は自ら守る行動（自助）」と「身近な地域コミュニティによる助け合い（共助）」が非常に大切なことから市民への啓蒙や支援に努め、これに「企業・団体等の協力を得た公的機関の措置（公助）」の総合力で対応していきます。</p>	
--	--

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市では豪雪をはじめ地震、集中豪雨、台風による自然災害が散発的に発生し、市民の生活を脅かしています。特に東日本大震災以降、災害等の危機発生時における消防や救急体制の充実に対する市民の期待は高まっており、市民の生命や財産を保護するためにも、総合的な危機管理体制の<b>充実に努めていく強化を図る</b>必要があります。</li> <li>また、<b>近年の豪雪に伴う新たな課題</b>として、積雪寒冷期の地震災害についての対応が必要と考えられます。</li> <li>● 火災をはじめとする災害の未然防止や災害時の対応には、自主防災組織など地域の方々の組織的な活動や企業の応援体制が大きな役割を担います。特に、一人では避難することが困難な高齢者や障がい者に対しては公的機関のみならず、地域の支援が不可欠なことから地域の防災力向上に努めるとともに、消防団活動の推進が必要です。</li> <li>● さまざまな災害の未然防止を図り被害を最小限に食い止めるためには、<b>横手市地域防災計画や災害マップ等を作成更新</b>し、行政と市民が共に防災情報の共有を図るなど、平時から迅速で的確な対応がとれる体制<b>づくり</b>に取り組む必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表現の修正</li> <li>・ 字句の修正</li> </ul>

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①消防機能の維持向上</p> <p>1) 計画的な消防車両等の整備・更新並びに防火水槽や消火栓等の消防水利の設置を進めるとともに既存の施設や設備等の適切な維持と修繕に努めます。</p> <p>2) 将来の人口を見据えた消防体制と分署庁舎の整備に取り組みます。</p> <p>②消防団活動の推進</p> <p>1) 幼少期からの防災教育や広報活動などを通じ消防団員の確保を図り、あわせて消防団協力事業所制度を推進して消防団が速やかに活動できる体制を進めます。また、ポンプ積載車や可搬ポンプ等の消防機材や装備の計画的な配備と更新を継続して進めます。</p> <p>③救急救命体制の充実</p> <p>1) 救急救命士の養成等救急救命業務体制の充実に努め、迅速・確実な救急搬送を行なうため医療機関との連携を図ります。</p> <p>2) 公的施設等に配置されているAED (自動体外式除細動器) の適正な維持管理を行うとともに、市民に対する応急手当の普及・啓発に努めます。</p> <p>④防災施策の推進</p> <p>1) 「横手市地域防災計画」、並びに「横手市水防計画」並びに「横手市国土強靱化地域計画」を策定し、防災施策及び必要量の備蓄を計画的に進めます。</p> <p>2) 広域防災拠点等について、国や県と協議を進め機能強化を図ります。</p>	<p>・令和元年度にて分署統合事業の終了。</p> <p>・字句の追加</p>

<p>⑤災害危険区域等の情報提供</p> <p>1) 県との協力のもとに、本市の地理的条件や気候特性を踏まえ、融雪や大雨等による土砂災害の危険個所の実態を把握し、市民への情報提供と災害の未然防止への取り組みを進めます。</p> <p>⑥地域と一体となった防災体制づくり</p> <p>1) 自主防災組織による防災訓練などを通じて、市民や地域の自発的な防災活動を推進します。また、ひとり暮らし老人世帯など災害時の要支援者への支援体制を確立します。</p>	
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 常備消防施設等整備事業</p> <p>2. 非常備消防経費</p> <p>3. 常備消防経費</p> <p>4. 消防施設整備事業</p> <p><del>5. 消防分署統合事業</del></p> <p>56. 救急医療体制整備事業 (公共施設へのAED設置)</p> <p>67. 災害対策費</p> <p>78. 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p><del>9. 避難行動要支援者支援体制の名簿(再掲)</del></p>	<p>・令和元年度にて分署統合事業の終了。</p> <p>・「9. 避難行動要支援者名簿」は、本項目になじまないため削除。</p>

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、家庭で水や食料を備蓄するなど、防災意識を高めます。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、協力して災害を乗り越えるため、日頃から隣近所とのコミュニケーションを深めます。また、自主防災組織をつくります。</li> <li>●事業者は、物資の支援のための備蓄に努め、災害時には可能な限り避難場所の提供を図ります。</li> </ul>	
--	--

<b>7. 部門別計画</b>	<b>変更理由</b>
横手市地域防災計画、横手市水防計画、 <b>横手市国土強靱化地域計画</b>	策定中である計画の追加

◆【施策3-4】

<b>施策名</b>	<b>変更理由</b>
循環型社会の一層の推進	

<b>1. 目指す将来の姿</b>	<b>変更理由</b>
市民一人ひとりが「もったいない」を心がけたライフスタイルを取り入れ、豊かな自然と快適な地域社会の共存が実現しています。	

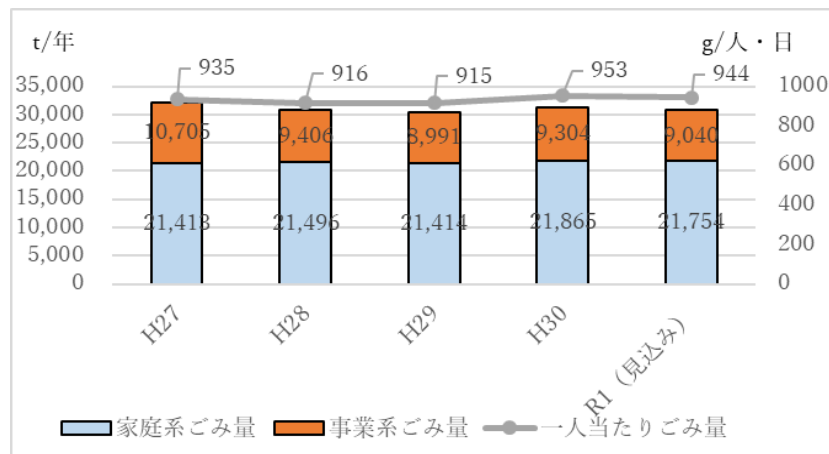
<b>2. 取り組み方針</b>	<b>変更理由</b>
統一分別ルール周知浸透を図り、環境負荷の低い地域社会の実現を目指します。 生ごみのたい肥化や資源集団回収活動を推奨し、循環型社会の確立を目指します。	

<b>3. 現状と課題</b>	<b>変更理由</b>

● 本市のごみの排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあり、引き続きごみの減量化に向けた取り組みが必要です。

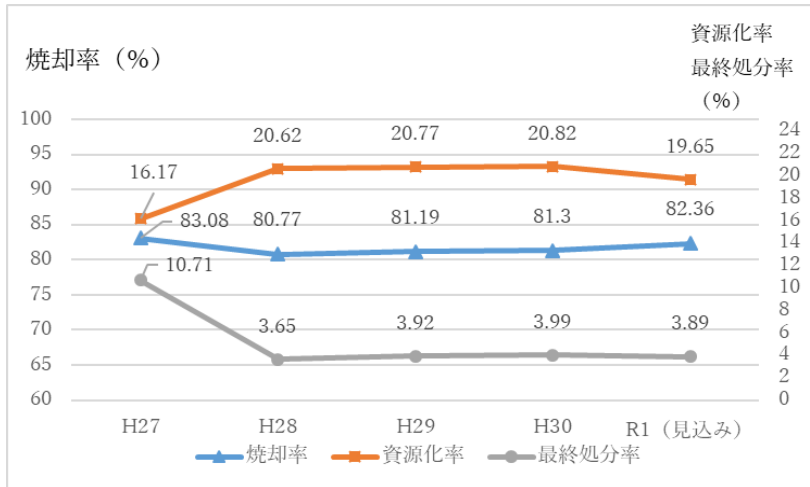
また、平成28年に「クリーンプラザよこて」が稼働し、全市統一のごみ分別ルールが開始されました。新しい分別ルールが定着してきたことにより、資源化率が向上しています。今後も継続した取り組みに加え、事業所から排出されるごみの分別徹底を事業者へ促すとともに、産業廃棄物の混載を防止することで適正分別の確保を図りながら循環型社会の形成を目指した取り組みが必要です。

【年間ごみ総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量の推移】



・グラフの名称の見直しと、グラフのデータ更新。

【焼却率・資源化率・最終処分率の推移】



4. 施策の展開 (主な取り組み)

変更理由

①ごみの適正処理と排出抑制の推進

- 1) ごみの減量化への取り組みの中で、排出されたごみの適正処理と高い資源化率を目指すとともに、ごみの排出そのものを抑制する3R (リデュース・リユース・リサイクル) の啓発を推進していきます。
- 2) 生ごみの各家庭でのたい肥化や、新聞雑誌、段ボール、スチール、アルミ、びんなどを有価物として扱う、資源集団回収活動を推奨し、~~少子高齢化社会が進行する中にあっても、こうした活動が継続的に行われるよう、その実施主体を支援する取り組みを加速していきます~~ **ごみの減量化・資源化への取り組みを支援します。また、平成30年度から試行している常設型資源回収ステーションを本格運用することで**

- ・常設型資源回収ステーションの運用を追加。

<p>利便性の向上を図ります。</p> <p>3) 事業所から排出されるごみの減量化と適正処理を図るため、事業者に対する啓発活動を加速します。特に「クリーンプラザよこて」への産業廃棄物の混入防止と資源化率向上を推進します。</p>	<p>・事業系ごみに関する事項を追加。</p>
<p>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</p> <p>1. クリーンプラザよこて費</p> <p>2. ごみ収集費 <del>(統一分別ルールの周知と徹底)</del></p> <p>3. 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の啓発と推進</p> <p>4. 地域資源循環施設費 <del>堆肥センターの運営</del></p> <p>5. <del>バイオマスタウン推進事業</del></p>	<p>変更理由</p> <p>・事業の統合による修正 (令和2年度より有機センター等費 (堆肥センター運営費) とバイオマスタウン推進事業を統合し、地域資源循環施設費としている)。</p>
<p>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</p> <p>●市民は、ごみの分別を徹底し、ごみの減量と資源の有効活用を心がけたライフスタイルを取り入れます。</p> <p>●事業者は、廃棄物の減量や有効活用に努めます。</p> <p>●事業者は、地域の廃品回収に協力します。</p>	<p>変更理由</p>
<p>7. 部門別計画</p> <p>第2次横手市環境基本計画、第2次横手市一般廃棄物処理基本計画・実施計画、横手市ごみ分別収集計画、<del>横手市地域循環型社会形成推進地域計画</del></p>	<p>変更理由</p> <p>・関連計画の見直し</p>



◆【施策3-5】

施策名	変更理由
地球温暖化対策の推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
地域にある再生可能エネルギーが公共施設、個人住宅、事業所等において有効活用されています。	

2. 取り組み方針	変更理由
公共施設での省エネルギー活動の推進と施設への再生可能エネルギー利用を継続します。「クリーンプラザよこて」等で発電したグリーン電力を公共施設に導入することにより、エネルギーの地産地消を率先して温室効果ガスの排出削減に努めます。また、市民や事業所に対しては、地球温暖化対策の推進を促す啓発を行います。	

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギー源から再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要です。</li> <li>● 地域にある資源からエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環する電力の地産地消に取り組む必要があります。</li> </ul>	

○公共施設への再生可能エネルギー導入施設数 (単位：施設)					
年度	28	29	30	R1	R2 (見込み)
施設数	21	22	22	22	24
R2 (見込み) 内訳：太陽光発電17施設、雪氷熱4施設、地中熱利用3施設					
○横手市の二酸化炭素排出量推移 (単位：t CO2)					
年度	25	26	27	28	29
CO2 排出量	879,000	809,000	800,000	847,000	827,000
環境省地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援サイト「部門別 CO2 排出量の現況推計」より					

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①地球温暖化対策の推進</p> <p>1) 再生可能エネルギーへの取り組みを強化します。</p> <p>2) 省エネルギーへの意識啓発と取り組みを強化します。</p> <p>3) 公共施設等の整備に併せ、省エネルギー機器の採用や、<b>太陽光発電等</b>再生可能エネルギーの導入を検討するなど市が率先して環境負荷の低減に取り組めます。</p>	<p>・太陽光発電の普及促進を図るための施策は前期計画で終了したことから、太陽光発電等を削除し「再生可能エネルギー」と表記する。</p>

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 市の事業における率先行動の実践 (<del>街路灯LED化事業</del>、公共施設への<b>太陽光発電・地中熱利用設備</b>再生可能エネルギーの導入促進事業)</p> <p>2. クールビズやウォームビズ等の啓発と家庭や事業所への取り組み支援</p> <p>3. カーボンオフセット地球温暖化対策事業</p>	<p>・「街路灯 LED 化事業」は、建設課維持係に事業終了したことを確認。</p> <p>・「主な取り組み」に合わせた字句の修正</p>

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、省エネへの取り組みを継続し、再生可能エネルギー普及へ協力します。</li> <li>●事業者は、事業活動における省エネへの取り組みを強化、継続します。</li> <li>●事業者は、再生可能エネルギー事業への参画をするなど、その普及へ協力します。</li> </ul>	
7. 部門別計画	変更理由
横手市地球温暖化防止実行計画	

■【政策4】

政策名	変更理由
魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります	

◆【施策4-1】

施策名	変更理由
魅力ある農林業の振興	

1. 目指す将来の姿	変更理由
農業の担い手が育ち、地域内で農業を経営する仕組みができつつあります。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用により、多様性のある複合産地化が進み、生産性の向上と品質確保が図られ、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加しています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>将来の横手市農業を支える担い手の確保、<b>育成や生産基盤の整備を進め</b>、農業経営の基盤強化を図り、地域の特性を生かした収益性の高い作物の生産や付加価値の高い加工品の創出に努めることで、地域農業の活性化を<b>図り全国に誇れる複合産地を</b>目指します。</p> <p>また、農業・農村の維持に向けて、農地や森林の地域資源を最大限に活用しながら保全・管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民委員からの意見を参考に加筆</li> </ul>

3. 現状と課題	変更理由

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農村地域は、地域内農業人口の減少や高齢化の進行などにより担い手が不足している状況であり、経営能力に優れた多様な経営体の育成が求められています。また、条件が不利な中山間地域においては、耕作放棄地の増加が懸念されています。</li> <li>● 稲作については、生産コストの低減に努め、需要に応じた安全で安心な「美味しい」米づくりが求められています。そのためには、生産性向上に不可欠な生産基盤の整備や農地の集積化を進める必要があります。</li> <li>● 市内で生産される主要な野菜、果樹は県内トップの生産量と販売額ですが、農業者の減少や担い手の高齢化により、栽培面積が減少傾向にあります。消費者ニーズも多様化している中、農業者が意欲的に取り組めるよう重点振興作物等への作付け誘導を進め、生産性の向上や品質確保を図るとともに、市場との信頼関係の強化、スマート農業への取り組みなども支援することで魅力ある農業を推進する必要があります。</li> <li>● 豊富な森林資源の保全と活用を促進するため、間伐等による計画的な森林整備や、その基盤となる路網整備を推進する必要があります。 森林環境譲与税を有効に使うため、森林経営管理事業や木材利用の促進等にも力を入れていくことが求められています。</li> </ul>	
--	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①経営能力に優れた多様な経営体の育成</p> <p>1) <del>新規就農者を育成、</del>農業経営の規模拡大などを旨とする経営体など多様な経営体を支援します。</p> <p>2) <del>意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。</del> 新規就農者などを育成・支援し、次代を担う農業後継者の確保・定着を図ります。</p>	<p>・担い手と新規就農者を分けて具体的に表現したい。</p>

<p>②生産力強化に向けた基盤の整備</p> <p>1) 生産性と収益性の向上を図るため、水田の大区画化などによる基盤整備を促進します。</p> <p>2) 複合経営の生産体制を強化し、<del>通年型農業モデル</del>農地のフル活用による複合産地の確立を目指します。</p> <p>3) 意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定化を図ります。</p> <p>4) スマート農業を積極的に推進し、作業の省力化や生産性の向上、品質確保を図るとともに市場との信頼関係の強化を目指します。</p> <p>③ 地域の特性を生かした農業の推進</p> <p>1) 雪に強い農業を支援し、<del>雪を資源と捉え、への利活用を図ります。</del>通年型の農業経営を目指します。</p> <p>2) 地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援します。</p> <p>3) 地元産への住民意識を高めるため、地産地消の普及を推進し、食育の推進と食文化の継承を図ります。</p> <p>④ 横手産農産物のブランド化と産地づくりの推進</p> <p>1) 農畜産物の販売力を強化するためブランド化(品質の高位平準化・安定供給)を推進します。</p> <p>2) 新たな作目や品種の導入を促進し、売れる農産物づくりを支援します。</p> <p>⑤農林業・農村の多面的機能の発揮</p> <p>1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る</p>	<p>・現在の農林部の方針を基に修正したい。</p> <p>・項目の訂正(①から②へ変更)</p> <p>・スマート農業の取り組みを追加</p> <p>・現在の農林部の方針を基に修正したい。</p> <p>・ブランド化の意味するところを分かりやすくするための補足を追加</p>
---	--

<p>支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します</p> <p>2) 森林整備の推進を通じて、森林資源の多面的活用を促進し、魅力ある森林産業を推進します。</p> <p>3) 適切な手入れがされていない森林の整備や、木材の利用を促進します。</p> <p><del>3</del>4) 地域資源をいかしたグリーンツーリズムを推進し、都市住民との交流を促進します。</p> <p>⑥地域価値創造拠点の整備よこて農業創生大学事業の推進</p> <p><del>1) 実験農場を核として、新規就農者の育成や農業技術研修機能の強化、6次産業化支援などをトータルで強力に推進するための地域価値創造拠点の整備を進めま</del> <del>す。</del></p> <p>1) 横手市園芸振興拠点センターにおいて、園芸への取り組みを主体とした農業技術研修機能の充実を図ります。</p> <p>2) 6次産業化支援などにも積極的に取り組むことにより、農家所得の向上と担い手の確保・育成を目指します。</p>	<p>・新たに始まった森林経営管理制度に係る内容を追加したい。</p> <p>・地域価値創造拠点整備事業が具体化し、よこて農業創生大学事業としてスタートした現状にあわせた修正</p>
---	---

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 就農支援事業 (青年就農給付金農業次世代人材投資事業など)</p> <p>2. 担い手への農地集積推進農業経営支援事業</p> <p>3. よこて農業創生大学事業</p> <p><del>4. 農業法人確保・育成事業</del></p> <p>54. 作物振興事業 (農業夢プラン推進事業、高収益作物導入推進戦略作物重点支援事業)</p>	<p>・総合計画の実施計画事業名に修正</p>

<p>65. 6次産業化応援事業</p> <p>76. 産業地づくり事業 (生産力強化産地確立事業・水田利活用緊急支援対策事業)</p> <p>87. 農業生産基盤整備事業 (ほ場整備事業など)</p> <p>98. 多面的機能支払交付金事業・中山間地域等直接支払交付金事業</p> <p>109. 造林事業</p> <p>10. 路網整備事業 (林業専用道整備など)</p> <p>11. 森林経営管理事業 (森林環境譲与税活用事業)</p> <p>112. 「また、来てみたい」グリーンツーリズム横手の魅力発信推進事業</p>	<p>・新たに始まった森林経営管理制度に係る内容を追加したい。</p>
---	-------------------------------------

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、地域の食文化に誇りを持ち、地元農産物の消費拡大に努めます。また、贈り物などにより、地元農産物のPRを積極的に行います。</p> <p>●事業者は、経営の効率化や工夫に努め、安全でおいしいものを生産し、地元農産物のブランド化を進めるなど、儲かる農林業を目指します。</p> <p>●市民と事業者は、地元農産物を地域で消費しようとする取り組みを相互理解のもと推進し、食料自給率の向上や地域内農業の活性化を図ります。</p>	<p>・現在の農林部の方針を基に追加したい。</p>

7. 部門別計画	変更理由
<p>横手市農業振興計画、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、横手農業振興地域整備計画、横手市食育推進計画、横手市森林整備計画</p>	



◆【施策4-2】

施策名	変更理由
活気ある商業の振興	

1. 目指す将来の姿	変更理由
地域に根ざした事業者と新規の起業・創業者がともに発展しながら、市内商業が賑わっています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>中小商業・サービス業について、個々の事業者の経営強化や商店街等の魅力向上をめざす活動を支援します。また、空き店舗の利活用を促進し、市街地の活性化と地域に根ざした商業の振興に努めます。</p> <p>さらに、横手市創業支援事業計画に基づき、市内商工団体等と連携し地域における創業者を支援することで、開業率の向上を目指し、雇用の確保・地域の活性化を目指します。</p>	

3. 現状と課題	変更理由
<p>● 地域商業においては、事業主の高齢化や後継者不足などにより市街地の空洞化が進んでいます。また、多様な消費者ニーズや購買経路の変化などにより、車でのアクセスを重視した郊外に大型店が集中的に出店し、消費活動は市外への流出も多くなっており、地域商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>このため、商店街をはじめとした地域に根ざした商業を振興していくための支援が必要とされています。また、後継者不足問題への対策として、市内商工団体や秋田県</p>	

<p>事業引き継ぎ支援センターとの連携も必要です。 またさらに、新型<del>コロナ</del>ウイルスの感染症の拡大の経験を踏まえ、<del>アフター</del>ウィズ コロナ、<del>ウィズ</del>アフターコロナに対応した新たな事業形態を模索していく必要もあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接続詞の変更 (文章的に「また」が続いているため)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症」は「新型の感染症」に統一。</li> <li>・総合計画審議会委員のご意見をふまえ、ウィズコロナ、アフターコロナに修正</li> </ul>
--	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①商業の振興</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 誘客効果を高め、賑わい創出や販売促進につながる<del>イベント開催</del>取り組みや商店街のよりよい環境整備に対する支援を行います。</li> <li>2) 商店街等の空き店舗を活用して開業を希望する方への支援を行います。</li> <li>3) 新たに起業しようとする方に対し、事務スペースを提供したり、起業経費に対する支援の実施、<del>市外からの起業家の発掘</del>各種セミナーの開催などを通じて、横手での起業者を増や<del>す</del>し、その事業継続を支援する取り組みを強化します。</li> <li>4) 各支援機関が実施している事業承継支援事業と連携し、円滑な事業承継を後押しします。</li> </ol> <p>②中小企業者等への経営的な支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 商工業振興のための核となる事業を展開する団体への支援を行うとともに、事業</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催だけではないため表現の変更</li> <li>・市外からの起業家発掘は、現在実施していないため削除</li> <li>・起業家の段階 (初期、事業開始前、事業開始後) に応じたセミナーを開催する。</li> <li>・起業をする段階の支援だけでなく、起業後のフォローアップも積極的に支援する。</li> <li>・事業承継への取り組みを追加</li> </ul>

資金を必要とする市内中小企業等に対し、融資あっせんや利子補給事業を行います。	
<b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b>	<b>変更理由</b>
1. 地域商業活性化事業 2. 空き店舗利活用支援事業 3. 起業・創業支援事業 4. 商工団体連携地域活性化事業 5. 金融対策事業	
<b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b>	<b>変更理由</b>
●市民は、地元商店街などを積極的に利用し、市内で購入できるものは市内で購入します。 ●市民は、贈り物などにより、地場製品のPRに努めます。 ●事業者は、地場製品の供給など地域の特色を出した商品の提供や地域の消費者ニーズにあわせた経営を行います。	
<b>7. 部門別計画</b>	<b>変更理由</b>
横手市商工業振興計画、横手市創業支援事業計画、 <del>中心市街地活性化基本計画</del>	・横手市商工業振興計画を追加 ・H18の改正中心市街地活性化法に基づいた計画ではないため削除

◆【施策4-3】

施策名	変更理由
<p>活力ある工業の振興</p>	
<p><b>1. 目指す将来の姿</b></p> <p>起業者から学べる場を提供するなどの施策により、起業・創業が活発化され、地域経済が活性化しています。市内企業の技術力・開発意欲が向上し、産業の発展とともに安心して働ける就業環境が整っています。</p>	<p><b>変更理由</b></p>
<p><b>2. 取り組み方針</b></p> <p>産学官金連携により、専門的な立場からサポートを行い、魅力と活力ある企業集積地の構築と、起業・創業支援に取り組み、持続的な産業振興を図ります。</p> <p>競争力の高い企業育成のため、企業の生産性の向上と高付加価値化を推進し、新製品、新技術の開発を支援することにより、地域産業の活性化と雇用創出に取り組みます。</p>	<p><b>変更理由</b></p>
<p><b>3. 現状と課題</b></p> <p>● 国内では新型の感染症拡大の影響により、企業の国内回帰や災害リスク回避に向けた工場等の分散などの動きが、<del>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国内主要都市機能の麻痺や海外からの部品調達の停滞を経験し、</del>さらに加速される見込みです。<b>横手市が工場等の</b>立地に選ばれる地域の要件に、近隣にその企業ニーズを満たす取引先の有無があげられますが、現状では多様なニーズに応える企業等が近隣に少なく、県外に発注せざるを得ないケースもあるため、輸送費等のコストが掛かり増しているなどの声も聞きます。</p>	<p><b>変更理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画審議会の委員より、わかりやすい文章とするよう指摘があったために修正。</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症」は「新型の感染症」に統一。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魅力と活力ある多様な企業集積地を構築し、持続的な産業振興を図るためには、企業誘致のみならず、市民による起業・創業にも注力し、取り組んでいくことが必要不可欠となっています。</li> <li>● 事業者等が将来に渡り持続可能な経営基盤を確立するためには、社会とニーズの変化に対応した新たな産業創出への取り組みが欠かせません。その為には、産学官金等の多様な団体が、それぞれの専門的な立場から強力で連携していく必要があります。</li> <li>● 中小企業が景気の変動に左右されないよう自社の競争力を高めるために、付加価値の高い製品の開発を目指して、意欲ある企業への支援による産業振興が望まれています。</li> <li>● 地元企業や既存組織の連携を強化し、地域が抱える課題解決を目指す新製品の開発を支援します。</li> </ul>	
---	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①工業の振興</p> <p><del>1) 起業者から学べる場を提供し、起業・創業を後押しします。</del></p> <p><del>2</del> 1) 新産業創出のため、産学官金の連携を行う企業への支援を推進します。</p> <p><del>3</del> 2) 市の製造業を牽引する輸送用機械器具製造業や地理的条件がハンデとならないIT、ソフトウェア関連産業の振興のための支援に取り組みます。</p> <p><del>4</del> 3) 地元企業の事業継続・拡大のため、競争力強化につながる技術力向上、販路拡大及び人材育成等の取り組みを支援します。</p> <p><del>5</del> 4) 地元企業などと連携を図り、地域課題の解決につながる研究開発を応援します。</p>	<p>・ 施策 4-2 活気ある商業の振興の施策の展開でも記載があるため削除</p>

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
--------------------------	------

<p>1. 企業振興・企業立地促進事業 2. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業 3. <del>ものづくり事業化プラン・プロジェクト発掘支援事業</del> 地域ビジネス発掘調査事業 4. 中小企業活性化支援事業 5. <del>若年者等人材育成・地元定着支援事業</del> 各種工業団体支援事業</p>	<p>・ものづくり事業化プラン・プロジェクト発掘支援事業は、事業終了により削除し、企業支援アドバイザーによる事業を追加 ・施策 4-3 に関する事業が終了しているため削除し、秋田県南工業振興会など各種工業団体への支援を通して、企業の販路拡大・人材育成等を支援しているため追加。</p>
--	--

<p>5. 私たち（市民・事業者）が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<p>●市民は、地元企業をよく知り、横手の良さと地元就職のメリットを若い世代に伝えます。 ●事業者は、新技術の開発やそれを活かした商品化、ブランド化などの取り組みを強化します。 ●事業者は、受注拡大等による地元雇用者の増加に努めます。</p>	

<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略、横手市商工業振興計画</p>	<p>関連計画の追記</p>

◆【施策4-4】

<p>施策名</p>	<p>変更理由</p>
<p>観光・物産資源の発掘と発信</p>	

1. 目指す将来の姿	変更理由
<p>国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信が行われ、おもてなしの心が市民一人ひとりに根差しています。観光・物産施策による経済効果で雇用が生まれ、所得も上がり市民生活が潤っています。</p>	
2. 取り組み方針	変更理由
<p>魅力ある地域資源の発掘とそれらを活かした国内外への戦略的な観光・物産PRと情報発信や誘客を推進します。</p>	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市は美しい景観や名所、温泉、特産品など地域資源は豊富ですが、各地域の特徴を生かした観光誘客に必ずしも結び付いているといえない現状にあります。観光物産振興に対する地元意識高揚に結び付けるため、「観光による経済効果を市民が実感する」ことが重要です。このため、誘客に向けてのPRを充実させることはもちろん、地域全体が一丸となって新たな横手の魅力（観光資源）発掘と創意工夫をしながら国内外からの誘客を進めていく必要があります。</li> <li>● 横手を訪れる観光客は、横手というエリアだけに訪れるのではなく、隣接した市町村若しくは県など、市域を意識せず訪れています。現状では、各自治体という単位が主導であり、隣接したエリアとの連携が不足しています。民間主導での協議会作りなど、広域連携による新しいツーリズムを生み出す工夫が必要です。また、観光客の入込み数にとらわれず、観光施策による経済効果をどうあげていくかが重要です。</li> </ul>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● <del>インターネットなどIT</del>スマートフォンやタブレット端末などの普及により、個人で情報がいつでもどこでも入手できる時代となっています。情報の質やターゲット、媒体特性による情報発信の差別化と求められている情報を、求めている人にお届けするシステムの構築と環境の整備が必要です。</li> <li>● <del>現在、</del>本市の観光入込客数は新型<del>コロナウイルス</del>の感染症拡大の影響により大幅に減少しており、今後の観光需要の行方が見通せない状況です。まずは国内観光客の回復に努め、続いて外国人観光客の取り込み強化を図る必要があります。</li> <li>● よこて fun 通信を活用して、「横手」そのものを価値とを感じる出身者・居住経験者等応援市民との関係性を築いています。物産販売等をともに企画するなど、さらに応援市民との関係性を強化するとともに、横手への思いを多方面に活かしていく方向付けが必要です。</li> <li>● 地域産品や祭り、文化を含め、横手の地域資源は大きな魅力と可能性を持っています。産業の振興を図るため、横手の魅力の価値をさらに高めながら、効果的に外部に発信し、観光客や市外の事業者と地域や生産者等を結び付けていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の見直しによる修正</li> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症」は「新型の感染症」に統一。</li> </ul>
--	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①観光活動の推進とウィズコロナ期・アフターコロナ期を通じた反転攻勢戦略</p> <p>1) 観光協会等の観光推進団体とよりよい連携体制の構築に努め、<del>ウィズコロナ期からアフターコロナ期に向けた反転攻勢戦略を含んだ</del>事業を展開する団体及び各種のイベントや行事に対する支援を実施します。</p> <p>2) 行政はじめ商工業者・宿泊施設・飲食店等の経済界、交通事業者、地域住民など多様な関係者と協働し、戦略的な観光地域づくりを実現するための法人「<del>日本版DMO</del> (一社) 横手市観光推進機構」の体制<del>づくり</del>強化を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に係る修正</li> <li>・ (一社) 横手市観光推進機構が設立したことによる変更</li> </ul>



<p>②新たな観光資源の活用</p> <p><del>1) 地域住民主導による観光資源データベースを作成するとともに、有効な活用が図られるシステムを構築します。</del></p> <p>1) 新たなテーマでの観光素材のパッケージ化と組み合わせによる商品化で、新たな観光客とリピーターの誘客を図ります。</p> <p>2) 様々な素材をテーマとしたコンベンション誘致（観光地域資源を活用した視察・大会等）を充実・強化します。</p> <p>③観光誘客の取り組みの強化</p> <p>1) 魅力的な広域観光ルートに加え、通年観光を目的とした市内周遊ルートを作成・検証し、国内外からの誘客を強化します。</p> <p>2) 雪の横手をブランド化し、国内外からの誘客を強化し、冬期間の観光業の落ち込みを抑えます。</p> <p>3) 産学官連携による海外からの誘客を強化するとともに、海外との拠点機能整備を進めます。</p> <p>4) 地域資源に精通した観光案内人の育成強化を行います。</p> <p>5) 増田エリアを核とした歴史・文化観光施策を実施します。</p> <p>④効果的な情報発信の推進</p> <p>1) 市のホームページのほか、Youtube、facebook、twitterなどのソーシャルネットワークワーキングサービスを活用し、タイムリーできめ細かな情報発信に努めるとともに、横手市出身者を中心とした応援人口をターゲットとする情報発信を推進します。</p>	<p>・観光情報の収集がほぼ終了したため、今後は複数の観光素材を合わせた商品化で誘客を図るため文言を修正</p> <p>・「地域観光」「市内周遊」の視点を追加</p> <p>・項目追加</p>
---	--

<p>2) 観光情報誌や地域情報誌と連携した手に取ってもらえる観光パンフレットの作成や情報発信のための環境整備により効果的な観光PRを行います。</p> <p>⑤地域資源を活用した産業振興</p> <p>1) 横手市出身者を中心とした応援人口をネットワーク化し、ターゲットとした地域製品の販売促進・PRや誘客を進めます。</p> <p>2) 横手の地域産品に魅力を感じている国内外の企業等と地元企業・生産者を結び付ける仕掛けづくりを行います。</p> <p>3) 横手の魅力発信のために、マーケットインの視点から魅力のブラッシュアップを進めます。</p> <p>4) ウィズコロナ期・アフターコロナ期において市内が一体となり地域経済を考え行動を起こしていく取り組みを進めます。</p> <p>⑥観光施設等の適正な管理</p> <p>1) 観光施設等の予防修繕を実施し長寿命化を図るなど施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文言の見直しによる修正</li> <li>・ コロナ禍における取り組みの追加</li> </ul>
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 観光誘客推進事業</p> <p>2. 増田の町並み振興事業よこて観光地域づくり推進事業</p> <p>3. 応援人口拡大事業</p> <p><del>4. 儲かる横手農業の振興事業 (農業ビジネスチャンス創出応援事業)</del></p> <p>5. 横手産品販路拡大事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「2.」は事業が終了したため削除し、新たな事業 (DMO関連事業) に差し替え</li> <li>・ 「4.」は事業が終了したため削除、「5.」と「6.」は番号を繰り上げ</li> </ul>

65. 観光施設等の運営	
--------------	--

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、自ら横手の歴史や文化、特徴、観光資源などの理解を深め、地域の祭りやイベントへ積極的に協力するとともに、横手の魅力を発信して観光客をおもてなしします。</li> <li>●事業者は、交通、宿泊、飲食業等が連携して観光誘客を促進し、地域経済の好循環につながるよう努めます。</li> </ul>	

7. 部門別計画	変更理由
横手市観光振興計画、横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画、横手市歴史文化遺産保存活用地域計画、横手市歴史的風致維持向上計画、第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略	関連計画の追記

◆【施策4－5】

施策名	変更理由
企業誘致の推進、企業留置と雇用対策	

1. 目指す将来の姿	変更理由
企業立地の進展による産業集積により、多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の確保によって、多くの人が地元で活躍しています。	

2. 取り組み方針	変更理由

<p>横手市内に雇用の場を創出するため、秋田県や地元企業等と連携しながら新規企業を誘致するとともに、既存立地企業の事業拡大を目指します。特に若者の地元定着のため、多様な職場の確保と働き方改革の推進に取り組みます。</p>	
--	--

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人口減少に歯止めをかけるためには雇用の場を確保することが重要であり、特に若年層の就業先として多様な産業の企業立地が必要とされています。近年は輸送機産業やIT・ソフトウェア産業の新規立地が見られますが、これらに加えて成長、発展が見込まれる分野の企業や、大学卒業者が就職希望するような研究機関の立地をさらに目指す必要があります。</li> <li>● 横手市の地理的優位性や優遇制度を活用しながら、関係機関と連携し継続的に企業誘致を進める必要があります。また、既存立地企業へのフォローアップと事業拡大への支援も重要です。</li> <li>● 横手管内の有効求人倍率は平成31年2月には1.68倍まで回復しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、現在は1.0倍付近を推移しています。少子高齢化や若者の県外流出などによる人口減少に歯止めがかからず、職種によっては人手不足や後継者不足が深刻な問題になっています。雇用のミスマッチの解消と、若者の地元定着は大きな課題であり、若年者の就業促進と雇用環境の整備に向けた取り組みを一層強化する必要があります。</li> </ul>	

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①企業誘致の推進</p> <p>1) 市、県、地元企業等の連携を図り共同で企業誘致を進めます。</p>	

- 2) 工業団地に「航空機関連産業」「自動車関連産業」「食品関連産業」などの外貨を獲得できる業種の企業について誘致を推進します。
- 3) 地理的条件がハンデとならない「IT・ソフトウェア関連産業」の企業について市内立地を推進します。
- 4) 進出済み企業の経営継続と新たな地域内設備投資に資するよう、きめ細やかな支援を行います。
- 5) 大学卒業者が希望するような研究機関等の立地を目指す。

②雇用の安定化

- 1) 金融機関への預託金の交付や勤労者互助会、横手地区職業能力開発協会、横手市シルバー人材センターなど各種団体への支援と連携により、労働環境の整備に努めます。
- 2) 県の雇用対策事業等との連携により、雇用の場の確保に努めます。
- 3) 県、ハローワーク、商工団体等との連携により、求職者及び新規就職者の雇用拡大を図ります。

③若年者の就労支援

- 1) 市内で頑張る若年者の研修や資格取得など人財育成に係る経費の支援 中学生、高校生、大学生向けの企業ガイダンスの開催や市内の企業情報や求人状況をワンストップで得られる就職情報総合ポータルサイトを構築し通して、地元企業の魅力を発信し、若者の地元定着と企業の人財力強化を応援を推進します。

④勤労者等福祉施設の適切な管理

・現状と課題に明記した「研究機関の立地」施策の展開にも記載

・世代別企業ガイダンス開催の追加  
・資格取得助成制度について、年齢制限を撤廃するため削除

1) 指定管理による施設・設備の適正な維持管理を実施し、施設の魅力アップに努めつつ、利用者の増につなげます。	
<b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b> 1. 企業誘致対策事業 (企業訪問による誘致活動、IT・ソフトウェア関連企業へのアプローチ) 2. 産業誘致対策事業 3. IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業 4. 起業・創業支援事業 (再掲) 5. 若年者等人材育成・地元定着支援事業 <del>(再掲)</del> 6. 就職面接会の開催、内職相談の実施 7. 勤労者福祉施設 (サンサン横手等) の管理	<b>変更理由</b> ・主要事業の見直し
<b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b> ●市民は、地元出身者、関係者、友人、知人等を活用し、横手の魅力をPRし、横手に暮らす価値を発信します。 ●市民は、若い世代に対し地元企業への就職を勧奨します。 ●事業者は、地元人材を積極的に雇用します。 ●事業者は、受注拡大により拠点化の確立に努めます。	<b>変更理由</b>
<b>7. 部門別計画</b> 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略、横手市商工業振興計画	<b>変更理由</b> 関連計画の追記

■【政策5】

政策名	変更理由
暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます	

◆【施策5-1】

施策名	変更理由
雪国の快適な暮らしの実現	

1. 目指す将来の姿	変更理由
道路等のインフラ施設においては、冬期間の歩行者や車の安全な通行が確保され、市民生活においても、市民と行政、事業所の協働等により安全で快適な生活環境が実現されています。	・総合雪対策基本計画との整合を図る

2. 取り組み方針	変更理由
雪対策については限られた財源の中で効率を重視するとともに、総合雪対策基本計画に基づき市民の安全で快適な <del>冬季間</del> 冬期間の暮らしを実現するための各種施策を展開します。 また、市民との協働の視点に留意し、行政のみでは解決できない課題の解決に取り組めます。	・字句の修正

3. 現状と課題	変更理由
● 雪害対策の実施、 <del>や道路</del> 交通網の整備など等により、雪国における生活は、以前に比べ向上してきています。しかし、高齢化を背景とした除排雪作業の担い手不足は著	・時点修正

<p>しく、地域の除雪力は低下し、屋根の雪下ろしや住宅周りの除雪作業に加え、道路除雪作業後の排雪作業など、その負担はむしろ大きくなっています。今なお市民生活への負担があり、少子高齢化や核家族化がその負担をより増幅させています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 雪国である横手市において、豪雪は大きな脅威となります。ひとたび豪雪となると除雪作業に伴う労力の負担は格段に増えもとより、雪下ろしをはじめとした除排雪作業中の事故が多く発生するなど、市民生活に深刻な打撃を与えるとともに、安全な交通確保のための道路除排雪に関しては莫大な経費を要しています。</li> <li>● 冬期間の市民の安全を確保するための道路環境の整備や、雪処理にかかる負担の少ない克雪住宅の普及などを計画的に実施することにより、<del>冬季間</del>冬期間、豪雪時にも安心して快適に暮らすことのできる環境整備や体制の構築が求められています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字句の修正</li> <li>・字句の修正</li> </ul>
---	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①雪対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 道路除排雪の効率化を図りつつ、安全で暮らしやすい雪みちを確保します。</li> <li>2) 地域との協働による除排雪の取り組みを進めるとともに、流雪溝使用時など雪国マナー徹底のための啓発に努めます。</li> <li>3) 安全で快適な雪国生活を送ることができるよう、雪おろしなどの負担が少ない住環境整備の支援を進めます。</li> <li>4) 安全な雪国生活を送るために、雪を前提としたインフラ整備を進めます。</li> </ol>	

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路等の除雪費</li> <li>2. 雪よせや落雪などに関する雪国の生活マナーの啓発</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要事業の追加</li> </ul>



<p>3. 除雪機械購入 (計画的な更新)</p> <p>4. 克雪施設 (流雪溝・消雪パイプ・消融雪溝等) の適正な管理</p> <p>5. 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業</p> <p>6. 木造住宅耐震改修等事業</p> <p>7. 町内会等除雪活動団体への支援</p>	
--	--

<p>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</p> <p>●市民は、除雪マナーを守り、共助による雪下ろし、除雪を推進します。</p> <p>●事業者は、地域との協働による除排雪の取り組みを進めます。</p> <p>●事業者は、雪下ろしなどの負担が少ない住環境整備を推進します。</p>	<p>変更理由</p>
--	-------------

<p>7. 部門別計画</p> <p>横手市総合雪対策基本計画、横手市除雪基本計画、<del>横手市財産経営推進計画</del></p>	<p>変更理由</p>
--	-------------

◆【施策5-2】

<p>施策名</p> <p>快適な移動空間の実現</p>	<p>変更理由</p>
------------------------------	-------------

<p>1. 目指す将来の姿</p> <p>誰もが安全に通行できる道路環境が整備され、また、広域交通網とのアクセス環境が向上して市内全域が高速交通体系の利益を享受できています。</p>	<p>変更理由</p>
---	-------------

2. 取り組み方針	変更理由
<p>道路・橋梁などのインフラ資産については、安全な交通を確保するためにも定期点検を実施し施設の状況把握を行いながら適正な維持修繕や施設の更新を計画的に実施します。</p> <p>今後到来する厳しい財政状況においても維持修繕に重点を置きながらも必要な道路整備やスマートインターチェンジなどの交通体系整備を計画的に実施します。</p>	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 円滑で安全な道路交通の確保と利便性向上のため、道路の新設・改良・維持修繕等の整備を実施しています。しかし、高度経済成長期に整備された道路や橋梁などの道路施設が更新時期を迎え、定期点検による適正な維持管理や安全確保が急務となっており、交通の安全を確保するためにも適正な施設の点検や管理に基づく長寿命化が求められています。</li> <li>● 厳しい財政事情のなかでも、路側帯等の白線塗装やガードレールなど、生活に密着した道路施設の日常的な維持管理や施設更新を計画的に実施し、市民の安全を確保することが求められています。</li> <li>● 市勢発展には、幹線道路の整備による交通ネットワークの強化が重要であり、幹線道路の整備を推進するとともに、国道や県道等の整備促進を要望する活動が引き続き必要です。また、県内外からの観光客の利便性を図ることによる広域的な観光振興及び地域経済の活性化を目指し、市東部地域にスマートインターチェンジの設置が必要です。</li> </ul>	

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>① 道路・橋りょう等の適正な維持管理と長寿命化</p> <p>1) 安全で快適な道路環境を確保するため、陥没等の損傷の修理や除草など日常的な維持管理を徹底しつつ、メンテナンスサイクルの構築を進めて、計画的な維持管理と長寿命化を図ります。</p> <p>2) 街路灯・防犯灯の適正な維持管理を進め、市民の安全安心を守ります。</p> <p>② 主要幹線道路の整備促進</p> <p>1) 市の基幹的な道路である都市計画道路(街路)等の計画的な整備を進めます。</p> <p>2) 広域的な交通ネットワークの構築と安全な交通環境の確保を目指し、国道や県道の整備に関する要望活動を強化します。</p> <p>③ 生活道路や歩道等の整備</p> <p>1) 市民生活に密着した市道や歩道等、生活道路の計画的な整備と改良を進めます。</p> <p>④ 高速交通道路の整備促進</p> <p>1) 市の産業振興や観光振興などによる交流人口の増大を図り地域活性化につなげるため、秋田自動車道の利便性を向上させるスマートインターチェンジなどの交通体系整備を計画的に進めます。</p>	
4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 道路や橋りょうの維持管理 (道路・橋りょう・道路附属物等の計画的な維持と延命化)</p>	

<p>2. 街路灯・防犯灯管理費</p> <p>3. 道路新設改良事業 (<del>くらしのみちづくり</del>生活基盤道路整備事業 他)</p> <p>4. <del>社会資本総合整備</del>道路メンテナンス補助事業 (橋梁の維持補修整備と定期点検 (義務)) の実施</p> <p><del>5. スマートインターチェンジ設置事業</del></p> <p>56. 街路事業 (中央線八幡根岸線)</p>	<p>・事業名称変更</p>
---	----------------

<p>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<p>●市民は、道路の損傷等があった場合は、その情報を市へ伝え、事故防止と快適な道路環境維持に協力します。</p> <p>●事業者は、企業活動における道路利用において、道路の損傷等を発見した場合は、その情報を市へ伝え、事故防止と快適な道路環境維持に協力します。</p>	

<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>横手市都市計画マスタープラン、横手市総合交通戦略、 横手市橋りょう長寿命化修繕計画</p>	<p>計画名称の変更</p>

◆【施策5-3】

<p>施策名</p>	<p>変更理由</p>
<p>市民が利用しやすい公共交通の充実</p>	

<p>1. 目指す将来の姿</p>	<p>変更理由</p>
-------------------	-------------

<p>市民が日常生活を営む上で支障なく移動手段が確保されています。</p>	
<p><b>2. 取り組み方針</b></p>	<p>変更理由</p>
<p>地域住民や行政、交通事業者などの多様な関係者が協働・連携しながら、地域の足である公共交通の確保・維持を図るとともに、AI、IoTなどを活用した先端的な取り組みにも目を向け、人口減少社会においても持続可能な公共交通システムの構築を目指します。</p>	
<p><b>3. 現状と課題</b></p>	<p>変更理由</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自家用車の普及などの要因により、公共交通の利用者の減少傾向が続いています。不採算バス路線の減便などもあり、交通に不便な地域が依然として存在しています。</li> <li>● 公共交通利用者減少の一方で、少子高齢社会を背景として高齢者を中心に、通院や買い物などのための公共交通手段の確保が求められています。</li> <li>● 地域の方々にご利用いただくことでバス路線の維持を図るとともに、市内循環バスやデマンド型乗合タクシー(デマンド交通)、自家用有償旅客運送の取り組みなど、地域の実情にあった公共交通の確保に努める必要があります。</li> <li>● 国土の均衡ある発展、東日本大震災を教訓とした東北エリアの交通網の多重化を図る観点から、必要不可欠な社会基盤として、奥羽新幹線及び羽越新幹線の整備促進に向け、関係団体と連携しながら運動を展開していく必要があります。</li> </ul>	
<p><b>4. 施策の展開 (主な取り組み)</b></p>	<p>変更理由</p>
<p>①公共交通機関の維持・確保 1) <del>公共交通の利便性を高め、市民のニーズと実情に応じた横手市にふさわしい公共</del></p>	

<p><del>交通の構築を図り、高齢者が気軽に買い物に出かけられるようにするため、デマンド交通、循環バス等のさらなる利用促進を図ります。</del></p> <p>市民の足として重要な役割を果たしているバス交通について、事業者や関係団体等と連携し、運行維持のための支援を行うことで、公共交通の利用が不便なエリアの拡大防止に努めます。</p> <p>2) <del>市民の足として重要な役割を果たしているバス交通については、事業者や関係団体等と連携し、運行維持のための支援を行います。</del></p> <p>路線バス網の間を面的にカバーする横手デマンド交通や横手市循環バスの運行により一定の利便性を確保しつつ、新たな公共交通の取り組みとして自家用有償旅客運送などを実施し、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を進めます。</p> <p>3) <del>山形新幹線延伸のため、近隣市町村と連携した運動を強化します。</del></p> <p>奥羽新幹線及び羽越新幹線の整備促進に向け、関係団体と連携した運動を展開します。</p>	<p>・デマンド交通、循環バス、自家用有償旅客運送の取り組みを追加。</p> <p>・山形新幹線の延伸は無くなり、フル規格新幹線整備に向けた活動展開となっているため。</p>
---	---

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 生活バス路線運行費補助事業</p> <p>2. 地域公共交通活性化事業</p> <p>3. 代替運行事業</p> <p>4. 鉄道整備関係事業</p>	

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、公共交通を積極的に利用します。</p>	

●事業者は、市民へ公共交通の利便性をPRするとともに、市民が利用しやすいようサービスの向上に努めます。	
---	--

7. 部門別計画	変更理由
地域公共交通網形成計画、 <del>生活交通ネットワーク計画</del>	関連計画の見直し

◆【施策5-4】

施策名	変更理由
地域拠点整備による市街地の活性化	

1. 目指す将来の姿	変更理由
<del>条例等に基づく指導や誘導、土地区画整理事業などにより、適正な土地利用と良好な生活空間が確保されるとともに、</del> 市街地整備事業などによる拠点整備により、良好な生活空間が確保されるほか、適正な土地利用の規制誘導による地域の資源を活かしたまちづくりが進められ、賑わいや地域の活力が創出されています。	

2. 取り組み方針	変更理由
人口減少社会の進展を見据え、コンパクトシティや <del>小さな拠点</del> 立地適正化という考え方にに基づき、 <del>宅地造成などの開発行為の適正な指導や誘導を図ります。また、景観計画や屋外広告物条例に基づいた景観行政の着実な推進を図り、修景補助金を活用した景観重点地区の景観維持</del> 郊外部における宅地造成などの土地利用の適正な指導や誘導を図るとともに市街地整備事業による拠点整備を進めます。また、景観計画や屋外広告物条	・増田地区まちなみ環境整備事業が終了したため修正。

<p>例に基づく規制誘導により横手らしい景観に配慮した、うるおいのあるまちづくりを進めます。</p>	
--	--

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少子高齢化などを起因とした人口減少社会には、市街地<del>（住宅地）</del>が拡散し、中心市街地の密度が漸減していく状態から脱却し、生活に必要な施設が歩行圏内<del>（または移動容易圏内）</del>で収まる、に集約されたコンパクトシティの実現が求められています。そのため、立地適正化計画に基づいた都市機能誘導区域や居住誘導区域での市街地再開発事業及び都市再生整備計画事業等の各種誘導策を進め、中心市街地（拠点地域、副拠点地域）のにぎわいを向上させ、居住人口を増やしていく必要があります。</li> <li>● 宅地造成などの開発行為は、地価の関係もあり、用途地域外、特定用途制限地域の田園保全型などにも見られる状況となっており、適正な指導や誘導の必要があります。</li> <li>● 景観の形成の現状として、市街地内の地域特性が異なるエリアを一律の基準で規制しており、実態との乖離が生じています。こうした乖離を解消し、地域特性や風土を活かした景観形成を進めていくため、景観計画における「景観づくりの基準」の見直しが求められています。また、景観重点地区での歴史的景観の維持に向け、修景補助を継続的に進めていく必要があります。</li> </ul>	

4. 施策の展開（主な取り組み）	変更理由
<p>① 計画的な土地利用の推進</p> <p>1) 無秩序な市街地の拡大を抑制し、市街地の活性化のため、コンパクトなまちづくりを推進し、まちなか回帰を図ります。</p>	



<p>2) 国土利用計画法などの土地利用関係法の適切な運用と、秋田県国土利用計画などの土地利用に関する計画による土地利用の調整を通じ、土地の適正な利用と適切な管理を図ります。</p> <p>② <del>地域資源を活かしたまちづくり</del> 拠点の再生</p> <p>1) <del>8 地域の拠点が連携した効率的な都市構造の形成を図ります。</del> 中心市街地（中心拠点地域・副拠点地域）のにぎわいを向上させ、居住人口を増やすため、立地適正化計画の誘導施策を推進します。</p> <p>2) 「増田の町並み」に代表される歴史的資源や景観資源を活かしたまちづくりをするため、地域の活力や交流人口の増加を生み出す新たなまちづくりを進めます。<del>地域拠点が相互連携した効率的な都市構造の形成を図ります。</del></p> <p>③ 美しい景観の保全</p> <p>1) 豊かな自然や伝統的な町並みなど、大切な横手の景観を積極的に保全します。</p> <p>④ 土地区画整理事業の推進</p> <p>1) 土地区画整理事業を着実に推進し、安全で快適な街の整備を進めます。</p>	<p>・市町村国土利用計画の策定は、義務ではなく地方自治体の自主的判断に委ねられており、市では個別計画を作成せずに、総合計画で管理する方針としたことから、国土利用計画法に配慮した土地利用に関する記述を追記したい。</p> <p>・増田地区街なみ環境整備事業が終了し、立地適正化計画が策定されたことによる修正</p>
--	---

4. 施策の展開（施策実現のための主要事業等）	変更理由
<p>1. 増田地区街なみ環境整備事業都市再生整備計画事業の推進</p> <p><del>2. 増田地区と十字地区の連携によるまちづくりの推進</del></p> <p>32. 三枚橋地区土地区画整理事業の着実な推進</p>	<p>・増田地区街なみ環境整備事業が終了し、立地適正化計画に誘導施策が位置付けされたため。</p>

<p>43. 景観・屋外広告物対策事業</p> <p>4. 横手駅東口第二地区第一種市街地再開発事業の推進</p> <p>5. 旧十文字第一小学校跡地周辺エリアの開発</p>	
---	--

<p>5. 私たち（市民・事業者）が協力できること</p> <p>●市民は、美化活動や景観への配慮、計画的な土地利用の推進に協力します。</p> <p>●事業者は、景観計画や屋外報告物条例を理解、遵守し、地域資源を活かしたまちづくりに協力します。</p>	<p>変更理由</p>
---	-------------

<p>7. 部門別計画</p> <p><del>横手都市計画区域マスタープラン（県策定）</del>、横手市都市計画マスタープラン、 横手市立地適正化計画、横手市景観計画</p>	<p>変更理由</p> <p>関連計画の見直し</p>
---	-----------------------------

◆【施策5-5】

<p>施策名</p> <p>安全で安定した水道水の供給と生活排水の適正処理</p>	<p>変更理由</p>
---	-------------

<p>1. 目指す将来の姿</p> <p>安全で良質な水道水を必要な量、いつでも、どこでも、誰でも使っています。</p> <p>生活排水等が適切に処理されて、衛生的で快適な生活環境と、良好な水環境が維持されています。</p>	<p>変更理由</p>
--	-------------

2. 取り組み方針	変更理由
<p><b>【上水道】</b> 健全な水道経営を目指し、安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な老朽管の更新と耐震化を図ります。</p> <p><b>【下水道】</b> 効率的かつ持続可能な生活排水処理事業の推進と、水洗化の向上を図ります。</p>	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水道は、生活を営む上で欠かすことのできない重要なライフラインであり、昭和29年に給水開始して以来、拡張事業を経て安定供給を行ってきました。しかし、近年、老朽施設の顕在化や水道を取り巻く環境の大きな変化により、老朽化対策のほか、施設の再編や耐震化が求められています。</li> <li>● 多くの浄配水施設や膨大な延長の管路を整備するには多額の費用が必要となりますが、水需要の減少による収入減などにより財政的に厳しい状況にあります。限られた財源を有効に活用するため、優先順位を定めて事業の推進計画を策定し、リスクマネジメントを行いながら健全化を図る必要があります。</li> <li>● 快適な生活環境の構築には生活排水の適切な処理が不可欠です。それぞれの地区の実状に応じた効率的な排水処理事業を推進するとともに、既整備地区における水洗化率の向上を図ります。</li> </ul>	
4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①老朽管路の計画的な更新と耐震化</p> <p>1) 老朽化した管路の計画的な更新を進めるとともに、災害に備え耐震化を推進しま</p>	

<p>す。</p> <p>②安全で安定的な水道水の供給</p> <p>1) 安定した給水に必要な水源の確保とともに、水質監視及び水質のリスク管理の徹底により、安全で良質な水道水の供給を推進します。</p> <p>③健全な水道経営の推進</p> <p>1) 水需要に対応した施設の再編を行い健全な水道経営を目指します。</p> <p>④下水道事業の推進</p> <p>1) 快適な生活環境と水環境保全のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図り、水洗化率の向上を目指します。</p>	
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>【上水道】</p> <p>1. 老朽管路の更新<del>→</del>及び耐震化の推進</p> <p><del>2. 緊急時給水拠点確保の管路整備</del></p> <p><del>3. 簡易水道の統合 (未普及地解消含む)</del></p> <p>4. 水源開発施設整備</p> <p>5. 管路情報システムの継続的更新水道施設等の計画的な統廃合</p> <p>【下水道】</p> <p>1. 生活排水処理構想の策定とに基づく事業実施</p> <p>2. 未普及地域における公共下水道事業の推進</p>	<p>主要事業の見直し</p>

<p>3- 浄化槽設置整備事業等生活排水処理の推進</p> <p>4- 農業集落排水施設等の計画的な統合・接続</p> <p>54. 災害時業務継続計画 (BCP) の定期的見直し及びストックマネジメント計画の策定の導入</p>	
--	--

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、水源を保全し、水道水の適切な使用を心がけるとともに、下水道への接続や合併処理浄化槽設置などにより生活排水を適切に処理します。</p> <p>●事業者は、水源を保全し、水道水の有効な活用を心がけるとともに、事業所から発生する汚水等が直接、排水路等に流れないように措置を講じます。</p>	

7. 部門別計画	変更理由
<p>【上水道】水道事業ビジョン、水道事業計画、管路更新・耐震化計画、水安全計画、管網高度化計画、水道事業経営戦略</p> <p>【下水道】下水道中長期ビジョン、生活排水処理構想 (中期計画・長期計画)、公共下水道事業計画、公共下水道長寿命化計画、農業集落排水最適化整備構想、循環型社会形成推進地域計画、下水道事業経営戦略、特定地域生活排水処理事業経営戦略</p>	<p>関連計画の追記</p>

◆【施策5-6】

施策名	変更理由
<p>市民がくつろげる公共空間の整備</p>	

1. 目指す将来の姿	変更理由
多くの市民が、憩いの場や遊び場として公園や緑地を利用し、市民との協働により管理が行われています。	
2. 取り組み方針	変更理由
安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を進め、市民の声を反映した公園整備を目指します。	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市には、人々に親しまれ、環境資源として期待される公園が整備されており、そのうち、都市公園は50カ所あり、供用面積は179ヘクタールとなっています。</li> <li>● 公園や緑地は、市民の憩いの場やふれあいの場のみならず、災害時の一時避難場所や観光資源という側面もあるため、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理が必要となります。そのため、老朽化の進んだ施設については計画的な整備を図りながら、多くの方々に愛されるよう魅力の向上に努めることが必要です。</li> <li>● また、身近な公園や緑地も数多くあり、その維持管理も市直営のほか、農村公園は町内会などの地域団体を受託者とする指定管理者制度を導入したり、一部の公園では「公園愛護会」・「公共施設市民サポーター」が行うなど市民との協働が進んでいます。</li> </ul>	<p>・ グラフの差し替え</p>



4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>① 公園・緑地の整備</p> <p>1) 横手公園の魅力向上のための整備をはじめ、公園施設の長寿命化やバリアフリー化など、計画的に整備を進めます。</p> <p>② 公園施設や遊具等の適正な維持管理</p> <p>1) 市民が安心して公園を利用できるよう、遊具等の定期的な点検を強化するなど、公園施設の適正な維持補修を進めます。</p> <p>2) 公共施設市民サポーターや町内会等地域団体と協働による公園管理を引きつづき行い、市民や地域等と一体となった環境美化活動を推進します。</p> <p>③墓園の整備</p>	<p>・ 施策 3-2 へ移動</p>

<del>1) 墓地の需要に合わせて、既存墓園の計画的な整備を進めます。</del>	
<b>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</b>	<b>変更理由</b>
1. 公園施設長寿命化事業 (施設のバリアフリー化含む) 2. 公園遊具定期点検業務委託 (国土交通省の指針) 3. 都市公園整備事業 4. 公共施設サポーター制度事業 <del>5. 前郷墓園整備事業</del>	・墓園は施策 3-2 へ移動したため削除
<b>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</b>	<b>変更理由</b>
●市民は、公園利用のマナーを守り、地域の公園の利用、手入れ等へ積極的に参加、協力します。 ●事業者は、自社敷地内の緑化に配慮し、周辺環境に配慮した維持管理を進めます。	
<b>7. 部門別計画</b>	<b>変更理由</b>
横手市公園施設長寿命化計画、横手公園魅力向上計画	



■【政策6】

政策名	変更理由
やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます	

◆【施策6-1】

施策名	変更理由
市民の主体的な活動の支援と地域づくり活動の充実	

1. 目指す将来の姿	変更理由
市民が、主体的にまちづくりの主人公となって、さまざまな課題に対し、みんなで語り合い、助け合い、支え合うことによって、市民主体による特色あるまちづくりが進められています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>市民だれもが地域で活動しやすい環境づくりに取り組み、市民活動の活性化を図るとともに、地域に関わるすべての方々の参画と協働によるまちづくりを進めます。</p> <p>将来にわたって持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ体系の構築を図るため、地域住民による自主的な活動を支援するとともに、地域資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。</p> <p>また、中高生を含めた若い世代が本市の良さと価値を認識することは、人口減少社会が進む本市にとって大変重要です。若い世代が楽しいと感じ、興味を持って本市のまちづくりに関わろうと思える取り組みを進めます。</p>	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフスタイルの多様化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域のつながりの希薄化や担い手不足など、さまざまな地域の課題や市民ニーズが複雑化・多様化する中で、市民と行政がお互いに知恵と力を出し合いながら協働でまちづくりを進めていくことが求められています。</li> <li>● 本市では、平成19年3月「市民協働推進指針(平成19年3月)」の策定と「横手市自治基本条例(平成26年10月)」を制定したことにより、幸せな地域社会の実現に向け、市民と行政、議会の果たすべき役割等について、一定の方向性を定め、協働の仕組みづくりを構築しています。</li> <li>● 引き続き、自治意識の高揚を図り、地域等で主体的に公共的な活動を担っている市民活動団体、自治会、地区会議、地区交流センター運営協議会等の活動を継続して支援すると共に地域運営組織の形成に向けたサポートを通じ、地域コミュニティの維持や向上を図り、それぞれの地域が持っている個性を生かした賑わいの創出や地域活性</li> </ul>	

化につながるまちづくりを進めていく必要があります。	
---------------------------	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①市民の主体的な地域づくり活動の促進と協働によるまちづくり</p> <p>1) 地域住民による主体的な地域づくり活動や<del>市民自らが</del>地域の身近な課題解決に取り組める環境と体制づくりを推進し、ひいては、コミュニティビジネスの創出につなげます。</p> <p>2) 市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を認識し、対等な立場で連携したまちづくりを進め、市民や市民活動団体が主導する協働のまちづくり活動を支援します。</p> <p>②市民活動や地域コミュニティ活動の拠点づくり</p> <p>1) 公民館等を「地区交流センター(仮称)」として、生涯学習の場に加えて<del>市民活動</del> <del>や地域づくり活動</del>市民の自主的な地域活動の場と位置づけし、市民協働の拠点とします。</p> <p>2) 横手市交流センターY<sup>2</sup>ぷらざの適正な維持管理と魅力ある施設づくりに努めます。</p> <p>3) 地域コミュニティの維持向上のため、地域の拠点である町内会館等の整備に対し、支援を行います。</p> <p>③地域づくり活動を推進・サポートしていく人材の活用</p> <p>1) 豊かな自然や高齢者の知恵を活かした活動を支援します。</p> <p>2) 横手の人材や、横手ゆかりの人材を活かした活動を支援します。</p>	

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
--------------------------	------

<p>1. 横手市交流センター「Y<sup>2</sup>ぷらざ」の運営                  2. 地区会議運営支援事業 (ソフト・ハード)  <del>3. 地区交流センター(仮称)を拠点とした住民自治活動の支援事業</del>  <del>4. みんなでささえあう地域づくり活動支援事業</del>                  3. 地域運営組織形成支援事業                  4. 地域づくり市民活動補助事業                  5. 町内会活動補助事業  <del>5. 集会施設等建設補助事業</del> 町内会館等建設補助事業  <del>6. 多目的総合施設整備事業</del>  <del>7. 横手総合交流促進施設の整備(金沢地区)</del></p>	<p>・事業の統廃合・新規事業の開始</p>
--	------------------------

<p>5. 私たち(市民・事業者)が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<p>●市民は、自分が地域でできることを見つけ、社会地域活動へ積極的に参加して自分の活動を積極的に発信します。また、地域のネットワークの構築お互いに力を合わせて助け合う仕組み作りに協力します。                  ●事業者は、社員が社会地域活動へ参加しやすい支援体制の整備に努めるとともに、地域貢献活動を積極的に推進します</p>	

<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>市民協働推進指針 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>	<p>・「市民協働推進指針」はH19.3から見直し(更新)を行っていない。「市民協働」という概念はすでに定着しており、策定当初に期待されていた役割をすでに全うしたものと考えられる。</p>

◆【施策6-2】

施策名	変更理由
男女が尊重し合う社会づくり	

1. 目指す将来の姿	変更理由
男女が互いを尊重しあいながら、家庭や職場、地域などの中で、一人ひとりが輝き、自分らしく生きられる社会が形成されています。	

2. 取り組み方針	変更理由
「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を実現するため、市民、各種団体、企業及び行政などのすべての人々や組織が、共通認識の下に一丸となって男女共同参画社会の推進を目指します。	

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● この数年間で女性活躍推進法をはじめとする法整備が行われましたが、家庭、職場、地域等には依然として性別や年代による役割分担の意識が残っており、地域、会社等での方針決定過程へ参画できるようなリーダーや役員、管理職等への女性の参画についても依然として大きな進展はありません。また、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男性も女性も仕事と家庭生活の調和の実現が進んでいない状況にあります。</li> <li>● 男女共同参画推進のための啓発を進め、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、一</li> </ul>	

<p>人ひとりの意識改革や就業環境の改善を進める必要があります。</p> <p>また、ダイバーシティの推進やSDGsへの取り組みなど社会的要請の変化に対応し、方針決定過程へ参画する管理職等へ女性の登用を推進し、女性の意見が伝わり、反映させていく社会づくりや、女性の人材育成やチャレンジ支援の充実、男性の家事・育児参画の推進など、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会づくりが必要です。</p>	
---	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①男女共同参画の推進</p> <p>1) 男女がお互いに尊重し合う意識を育むため、講座やフォーラム等を開催し、啓発活動を実施します。</p> <p>2) 男女共同参画推進のために、誰もが個性と能力を発揮できる機会づくりを進めます。</p> <p>3) 誰もが育児や介護と仕事の両立に積極的に取り組む企業や事業所を増やすための活動を進めます。</p>	<p>・女性だけでなく男性の取り組みが重要であることから</p>

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 第4次横手市男女共同参画行動計画の着実な推進</p> <p>2. 男女共同参画社会推進事業</p> <p>3. 女性の社会参画、活躍促進のための研修機会や情報の提供</p> <p>4. 保育支援事業 (延長保育・病児保育等) (再掲)</p> <p>5. 放課後児童健全育成事業 (再掲)</p> <p>6. ワークライフバランス推進事業 (再掲)</p>	

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、男女共同参画について家庭などで話し合い、自分や子供の意識を向上させます。</li> <li>●市民は、男女が互いに認めあう関係を築くなかで、相互に思いやりを持ち、家事や育児等を家庭内で分担するよう意識の改革を実践します。</li> <li>●事業者は、父親の育児休業等の取得推進や母親の職場復帰を支援するなど、従業員が働きやすい職場環境をつくれます。</li> </ul>	

7. 部門別計画	変更理由
横手市男女共同参画行動計画、横手市子ども・子育て支援事業計画	

◆【施策6-3】

施策名	変更理由
情報を共有する環境の整備	

1. 目指す将来の姿	変更理由
市民と行政との情報共有が図られ、市政への関心が高まっています。	

2. 取り組み方針	変更理由
市政の信頼を高めるとともに、市民と市政の現状や課題を共有化するため、市民へタイムリーな市政情報の提供を推進し、 <del>市民の利便性向上につながるICTを用いたサービスの導入を目指</del> します。	・ICTを用いたサービスはすでに導入が始まっているため

3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の全域で高速インターネットが利用できる環境が整い、携帯電話通信網についてもほぼ全域で高速通信が可能となっています。</li> <li>● 情報の一元化を図るために「横手市情報センター」を構築し、市政情報だけでなく市民活動などについても情報を収集しています。子どもから年配の方まで幅広い年代に情報がいき届くよう、広報誌やホームページをはじめ、Facebook やLINE、YouTube といったSNS (ソーシャルネットワークサービス) やデジタルサイネージ、コミュニティFMなどを活用し、スムーズな情報発信に努めています。</li> <li>● 公文書館において歴史的に重要な公文書が散逸することなく適正に保存され、市民に公開されています。あわせて、統計業務の実施により得られたデータなどの各種行政情報の公開を進め、透明性が高く信頼される行政を推進する必要があります。</li> <li>● オープンデータ及びそれを利用したオープンガバメントの推進により、アプリの導入を実施しています。最新のデータへの更新や種類が増えないなどの問題について、継続して民間業者からのデータの要望対応、新たなコンテンツの作成・データを利用したアプリ開発への働きかけを行いながらデータやアプリの充実を図ります。</li> <li>● 国のマイナンバー制度開始に伴い、住民情報システムの改修による情報連携を行っております。また、マイナンバーカードの普及促進など市民への周知活動を行っております。市民の更なる利便性向上のため、マイナンバーカードを活用していきます。</li> </ul>	
4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①多様な媒体による市政情報の提供と活用</p> <p>1) 誰もが市政情報を知り、理解できるよう、引き続き広報紙やインターネットホー</p>	<p>・ SNS の影響力増大に対応</p>



<p>ムページ、各種SNSやコミュニティFM等の多様な媒体によりを活用して、タイムリーな情報発信を推進します。 それにより、本市の認知度向上を図り、新たな活力の創出に結びつけていきます。</p> <p>②パブリックコメントの実施</p> <p>1) パブリックコメントを実施し、政策等の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民の積極的な市政への参画を促進します。</p> <p><del>③シティプロモーションの取り組み</del></p> <p><del>1) 行政と市民、あるいは本市に縁や愛着のある人々が、横手の魅力を発見・創造し、市内外に情報を発信することにより市のブランド、イメージ、認知度の向上を図り、交流人口の拡大や観光産業の充実など、新たな活力の創出に結びつけていくシティプロモーションを推進します。</del></p> <p>④③公文書の適正な保存と情報公開の取り組み</p> <p>1) <del>市町村合併前の公文書を含め、</del>市が保有する行政文書等の適正な管理と歴史的公文書等の適切な保存及び利用等を進め選別と保存を進め、市民に共有されるよう公文書館の整備を目指市と市民の共有財産として公文書館で公開します。</p> <p>2) 情報公開制度及び個人情報保護制度に基づき、行政情報の開示を進めると同時に、個人情報の厳密適切な管理を徹底します。</p> <p>⑤④電子情報化の推進</p> <p>1) ICTを活用した市民向けサービス（高齢者対策・医療介護・子育て支援・買い</p>	<p>・ 概念の定着</p> <p>・ 公文書館の運営開始を反映</p>
---	--------------------------------------

<p>物支援等) の検討を行います。</p> <p>2) オープンデータを活用したアプリ開発について市民・開発者と共同して取り組みます。</p> <p>3) マイナンバー制度について国・県及び他自治体の動向に注視しながら、市民の利便性向上のための独自利用について検討・実施します。</p>	
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 広報誌発行事業 (市政協力員事業含む)</p> <p>2. コミュニティFM活用行政情報発信事業</p> <p>3. 横手市情報発信戦略プロジェクト事業</p> <p>4. 公文書館整備準備運営事業</p> <p>5. マイナンバー制度を活用した市独自サービスの提供の検討と実施</p>	

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<p>●市民は、行政が行っていることをチェックする意識と市が発信する情報に興味を持ち、パブリックコメント等に参加します。また、自分たちの活動や情報を行政に対し積極的に発信します。</p> <p>●市民は、市民ひとり一人ひとりが横手の行事、魅力を積極的に発信します。</p> <p>●市民は、地域の回覧板を充実させ、地域のコミュニケーションを活発にします。</p> <p>●事業者は、企業活動を通じた様々さまざまなツールを活用して地域のPRを積極的に行います。</p>	<p>・「ひとりひとり」⇒「一人ひとり」に表記統一</p> <p>・「様々」⇒「さまざま」に表記統一</p>

7. 部門別計画	変更理由

横手市情報化推進計画	関連計画名の修正
------------	----------

◆【施策6-4】

施策名	変更理由
市内外との交流連携の推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
市民が自分の住むまちに誇りを持ち、市の内外で活発に交流・連携の取り組みが行われることによって、地域に賑わいや活気が生み出されています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>他地域との交流は、新たな発想や体験、情報などを得る機会をもたらすものであり、いろいろな分野での交流や連携を推進し、地域の魅力発信や活性化につなげます。</p> <p>人口の社会減少抑制と地域コミュニティの活性化などを図るため、関係団体との連携による情報発信の強化や総合的な受け入れ体制の充実により、首都圏等県外在住者の移住や交流を促進します。</p>	

3. 現状と課題	変更理由
<p>● 近年、都市部において、ゆとりや豊かさ志向への変化により、自然環境に恵まれた地方での生活を求める機運が高まっています。U I J ターンなど都市部からの移住・定住希望者のニーズに対応した情報提供や支援を行う必要があります。</p>	

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市出身者やその縁故者で構成される各地域のふるさと会会員や、ふるさと納税を通じて本市に興味や関心をもっている方々を、本市を応援してくれる貴重な「応援人口」と位置づけ、地域への応援意識を醸成するため、参加型イベントを企画したり、情報インフラを活用した物産・観光・移住情報などを発信しています。引き続き、地域の持続性を確保するために「応援人口」は重要な役割を果たすことから、更なる拡大と密接な関係構築を図っていくことが必要です。</li> <li>● 横手市の魅力をSNSを活用して市内外に発信したり、大都市でのPR活動を行うことで、市のイメージアップを図り、交流人口の拡大や地域活性化に結び付ける取り組みが行われています。</li> <li>● 友好都市（神奈川県厚木市、茨城県那珂市）との交流については、画一的友好親善に留まらず、観光や物産、スポーツや子どもたちの交流など、市民レベルでの幅広い交流が長く続いています。</li> <li>● 国際化が進む社会の中で市民が身近に異文化を感じるとともに、在住外国人の方が暮らしやすい環境づくりが求められています。市民の国際理解を深めるような取り組みと在住外国人の方への支援に努める必要があります。</li> </ul>	
--	--

4. 施策の展開（主な取り組み）	変更理由
<p>①移住・定住への誘導促進</p> <p>1) 市ホームページをはじめ、各種媒体を活用しながら、移住促進に向けた情報発信を行います。</p> <p>2) <del>市内に移住や定住を希望する人や若年層が定住しやすい環境をつくるための支援、促進策を進めます。</del></p> <p>「後悔の無い幸せな移住」となるよう、市内に移住を希望する方の状況に応じ、</p>	<p>・希望者ごとの事情や状況に細やかに対応する必要があるため</p>

<p>庁内の関係する部署が連携しながら対応します。</p> <p>②応援人口との関係深化のための取り組み</p> <p>1) 市外に住んでいても横手市への想いを持ち、横手市を応援してくれる「応援人口」との関係をより深化させるため、応援実践事業の企画や相互交流などを進めます。</p> <p>②③ふるさとを思い、応援してくださる方々への市の魅力発信</p> <p>1) 旧市町村単位で構成されている各地域のふるさと会への支援と相互交流を進めるとともに、ふるさと納税を通じて本市に興味や関心をもっている方々を応援市民と位置づけ、参加型イベントの開催や情報媒体インフラを活用した物産、観光情報の提供を実施します。</p> <p>③④市域を越えた広域交流・連携の取り組み</p> <p>1) 友好都市とのよりよい友好・信頼関係を保ち、お互いの地域活性化等につながるよう、文化や産業をはじめ、幅広い分野での交流や相互協力を行います。</p> <p>2) 県内の自治体や、北上線及び国道107号等の基幹交通を起因とした岩手県の関係自治体など、様々な分野で他自治体等との広域的な連携や相互協力を進めます。</p> <p>④⑤国際交流の推進</p> <p>1) 多くの市民が異文化に触れ、国際理解を深めることができるような取り組みを支援し、あわせて市内に住む在住外国人への情報提供と生活支援を併せ持つ日本語教室を実施します。</p>	<p>・国がいうところの「関係人口」と同義である「応援人口」については、当市においては国が定義づけする以前から取り組んできており、今回、施策の展開として新設したもの</p> <p>・ふるさと納税者をターゲットとし、効果的に情報発信を行うため</p>
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
1. 移住定住促進事業 <del>2. 移住促進空き家対策事業</del> 3. ふるさと会支援事業・ふるさと会交流促進事業 4. <del>北上横手地域開発促進事業</del> 鉄道整備・地域開発促進事業 5. 友好都市との交流事業 6. 国際交流推進事業 7. 応援人口拡大事業 (再掲)	・主要事業の見直し

5. 私たち (市民・事業者) が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民は、地域行事等を積極的に発信します。また、県外に住む家族や親せきに横手の魅力をPRしてもらいます。</li> <li>●市民は、横手を訪れる人に対しておもてなしの心を持ちます。</li> <li>●事業者は、横手の魅力を取り入れた企業PRの実施やU I J ターンにつながる雇用の創出に努めます。</li> </ul>	

7. 部門別計画	変更理由
第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略	

■【政策7】

政策名	変更理由
横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます	

◆【施策7-1】

施策名	変更理由
市民ニーズに対応した成果重視の行政運営の推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
行政評価制度の活用や行政改革の推進などにより、PDCAサイクルに基づいた成果志向の施策や事業が計画、執行され、最少の経費で最大の効果を上げられる、市民満足度の高い行政運営が行われています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>行政評価制度を活用して総合計画を機軸とした行財政システムを構築し、政策の重点化、施策の選択と集中、事業効果の明確化を推進し、成果重視の行政経営運営に取り組みます。</p>	<p>・政策は広義な意味で「行政経営」、施策は狭義な意味で「行政運営」に統一したい。</p>
3. 現状と課題	変更理由
<p>● 人口減少や少子高齢社会の進展など、社会情勢の変化に伴い、行政課題や市民ニーズは多様化かつ複雑化しています。加えて、市町村合併に伴う交付税算定の特例措置が終了となるなど、市の財政見通しは大変厳しい状況にあります。</p> <p>限られた経営資源をより効果的・効率的に配分するための仕組みを構築する必要があります。</p> <p>● 質の高い市民サービスの確立を図るため、機能的で部局横断的な業務執行が可能な組織づくりや利用しやすい窓口サービスの提供、透明で公正な入札制度の改革など、引き続きあらゆる面で行政改革を進めていく必要があります。</p> <p>● Society5.0 で実現するスマート社会に向け、ビッグデータやオープンデータ、AIなどを活用し、市民生活の利便性の向上や、行政事務の効率化を行っていく必要があります。</p> <p>用語解説 Society5.0…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会</p> <p>スマート社会…必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の</p>	<p>・策定部会委員のご意見を踏まえ、言葉の解説を下段に加える。</p>



<p>様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会</p> <p>ビッグデータ…ICT（情報通信基盤）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・用意になる多種多量のデータ</p> <p>オープンデータ…「インターネットを通じて誰でも入手でき、機械判読に適したサービス形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり、「データの再利用および再配布といった二次利用を可能とするもの」のこと</p>	
---	--

4. 施策の展開（主な取り組み）	変更理由
<p>①<b>実効ある</b>行財政システムの<b>構築運用</b></p> <p>1) 行政評価制度の活用により、総合計画・予算編成・行政評価が連動した行財政システムを<b>構築運用</b>し、限りある経営資源の<b>効率的・効果的な配分活用</b>を<b>推進し図り</b>ます。</p> <p>②市民満足度の高い行政サービスの提供</p> <p><del>3</del><b>1</b>) 時間や場所などの制約が少なく、市民が利用しやすい利便性の高い窓口サービスの提供を目指します。</p> <p>2) 適正な価格で優良な公共調達を実現するため、引き続き透明性、公正性、競争性を担保できる入札・契約制度の検討と推進を図るとともに、工事等の品質の確保や向上等を図ります。</p> <p><del>1</del><b>3</b>) 部局横断的業務にも確実に対応するための組織の構築や人員の適正配置を推進</p>	<p>・行財政システムは構築済みで、今後はそれを「運用」することとなるための修正及び文言の整理をした。</p> <p>・市民サービスに関する記述を優先して掲載するため、1)と3)の順番を変える。</p> <p>・部局横断組織の構築と人員の適正配置が、行政経営品質向上の取り組みに結び付いている訳ではないため、新しい3)を2つに分離し、行政経営品質向上の記述を4)にする。</p>

<p>するとともに、<del>行政経営品質向上への取り組みを引き続き実施</del>します。</p> <p>4) 行政経営品質向上への取り組みを引き続き実施します。</p> <p>③ ICT推進による行政の電子化</p> <p>1) コストを吟味しながらICTの導入・更新を図り、行政事務の電子化を進めて、行政サービスの向上と行政運営の効率化を推進します。</p> <p>④選挙事務の適正な執行</p> <p>1) 各種選挙の適正な執行を通じて、市民の政治や行政参画の橋渡し役を担うとともに、選挙啓発活動により明るく正しい選挙の推進、投票率向上の取り組みに努めます。</p> <p>⑤監査の計画的・効率的な執行</p> <p>1) 例月出納検査、決算審査、財政援助団体等監査、住民監査請求監査等、法に定められた監査を計画的・効率的に実施し、行政の適正な事務執行の確保を図ります。</p>	<p>・文言の修正と具体的な取り組み方針の記述追加</p>
---	-------------------------------

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. <del>行政評価制度の活用による総合計画・予算編成・行政評価が連動した</del>行財政システムの運用</p> <p>2. 行政改革推進事業</p> <p>3. 行政経営品質向上<del>プログラム</del>推進事業</p>	<p>・シンプルな表現に修正</p> <p>・行政経営品質向上は、その考え方を継承しつつ、個別のプログラムの実施から人財育成による組織の変革・活性化を図る方向に移行しているため、事業名を修正</p>

<p><del>4. 市議会・市役所行政文書情報ICT導入事業</del></p>	<p>・同事業は終了しているため削除。</p>
<p>5. 私たち（市民・事業者）が協力できること</p>	<p>変更理由</p>
<p>●市民や事業者は、積極的にまちづくりへ参画するとともに情報公開制度や行政評価制度の活用により、市民目線で行政内容をチェックします。</p>	<p>・自治基本条例第5条「市民の権利と果たすべき役割」の記述に合わせた修正。</p> <p>(横手市自治基本条例抜粋)</p> <p>第5条 市民は、市政に参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合い、自らの発言と行動に責任を持って、積極的な地域活動に努めます。</p> <p>3 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、地域の発展及び環境の保全に配慮します。</p> <p>4 市民は、地域の課題解決と住民がともに支え合う活動の実現に向け、互いに力を合わせて助け合う仕組みづくりを推進します。</p>
<p>7. 部門別計画</p>	<p>変更理由</p>
<p>第2次横手市行財政改革アクションプラン、横手市定員適正化計画、横手市情報化計画</p>	<p>関連計画の追記</p>

◆【施策7-2】

施策名	変更理由
財源確保と効率的・効果的な財政運営の推進	

1. 目指す将来の姿	変更理由
限られた経営資源（ヒト（人材）・モノ（施設等）・カネ（財源））を効果的、有効的に活用する継続的に安定した行財政運営が図られています。	

2. 取り組み方針	変更理由
<p>限られた財源の中で、最大限の効果を生み出す財政運営を目指します。横手市財産経営推進計画の一層の推進と、ローリング方式による計画の見直しを行いながら公共施設の適正な再配置と計画的な維持管理で経費の適正化を図ります。</p> <p>【用語解説】 ローリング方式・・・現実と長期計画のズレを埋めるため、毎年度、施策や事業の見直しや部分的な修正を行っていく手法。</p>	<p>・策定部会委員のご意見を踏まえ、言葉の解説を加える。</p>

3. 現状と課題	変更理由
<p>● 少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少、特に生産年齢人口の減少は、地域の活力低下のみならず市税や普通交付税等の収入減少に影響を与えます。</p> <p>また、普通交付税の合併算定替特例は平成27年度に終了し、平成28年度から5カ年の激変緩和期間を経て、令和3年度以降は本来の算定方式となります。第2次横手市総合計画後期基本計画の最終年度となる令和7年度の普通交付税は、平成27年度</p>	

決算と比較し、約 32 億円減額になる見込みです。

- 市民ニーズは多様化、高度化していて行政需要が減らない現状であることから、行財政運営を継続させていくには、計画・施策、その成果を常に検証し、改善を繰り返しながら行政サービスを進めていくという行政経営行財政システムの確立、ひいては職員個々の意識変革が欠かせません。
- 平成 17 年の市町村合併以前の旧市町村では、昭和 40 年代から建物や道路など多くの公共施設を整備してきました。平成 28 年 3 月に横手市財産経営推進計画を定め、公共施設の適正な再配置を行う過程で廃止や機能の統合等を行ってきましたが、本市では一人あたりの公共施設面積が全国平均と比べ、約 2 倍となっています。  
また、少子高齢化に伴い人口が減少し、社会の構造や行政に対する市民のニーズが多様化している中で、これまでに整備してきた公共施設が一斉に改修時期を迎えています。今後も、限られた経営資源の中で公共施設の適正な再配置と計画的な管理、活用を行いながら、市民が安心して快適に利用できる公共施設サービスの提供を図る必要があります。

・「行財政システム」に統一

・数値の時点修正

健全化判断比率と経常収支比率の状況 (単位：%)					
区分	平成 22年度 27年度	平成 23年度 28年度	平成 24年度 29年度	平成 25年度 30年度	平成 26年度 31年度
将来負担比率	56.8	25.1	19.2	12.2	15.9
	79.5	73.4	70.2	51.8	51.7
実質公債費比率	8.4	7.4	7.1	6.8	7.0
	16.1	14.5	12.8	11.1	9.7
経常収支比率	86.5	89.4	89.1	89.3	91.2
	83.9	86.6	86.4	87.0	88.9

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①健全な財政運営の堅持</p> <p>1) 総合計画に合わせ、計画主導型、成果重視型の予算編成を行い、限られた経営資源で真に必要な市民サービスを提供するため、計画実現の手段としての事務事業の選択と集中を進めます。</p> <p>2) 財政計画を踏まえた将来負担予測を行い、より有利な事業実施財源を充てる戦略的な総合調整を図ります。</p> <p>3) 各種の行政サービスについて、公平で適切な受益者負担の在り方を検討し、定期的な見直しを行います。</p> <p>②財源の確保</p> <p>1) 市税の課税対象を正確に把握し、公正な課税を行うとともに、納税者への分かりやすい説明や行政コストを考慮し納付しやすい環境づくりを整えて徴収率の<b>向上維持</b></p>	<p>・行財政改革アクションプランにおいて、「維持」の方向であるため。</p>

<p>を図ります。</p> <p>2) <del>普通財産のうち遊休資産の積極的な財産処分を行い、</del>遊休資産について、民間のノウハウやアイデアを活用する公民連携の仕組みを取り入れるなど、積極的な利活用方法を探りながら、歳入の確保、<del>を図るとともに、普通財産の</del>維持管理費用の縮減を進めます。</p> <p>③公共施設の適正な維持管理と再配置の推進</p> <p>1) ファシリティマネジメントの手法を導入してにより、<del>公共施設の多機能化や複合化もしくは長寿命化など、</del>既存施設の計画的な管理と統廃合や更新を進めてによる公共施設の適正な配置を図り<del>つ</del>るとともに、市民の利便性や満足度が向上する公共施設の運営を目指します。</p> <p>2) 公共施設の長寿命化を図るため、施設の状態や機能を整理し、改修の優先順位等を定めて、計画的な改修や建替えを進めます。</p> <p>④適正な会計事務と公金の管理</p> <p>1) 公金出納に係る審査や管理の会計事務を指定金融機関等と連携を図りながら、適正かつ円滑に行います。</p> <p><b>【用語解説】</b> ファシリティマネジメント・・・土地、施設や設備及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公民連携」をキーワードに、遊休資産の積極的な利活用に取り組むため。</li> <li>・FM計画で長寿命化を図ることとしている施設については、今年度策定予定の個別施設計画に基づき改修等を進めることから、その方針として項目を設けるため、整理した。</li> <li>・「ファシリティマネジメント」の言葉の解説を加える。</li> </ul>
--	--

4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)	変更理由
<p>1. 総合計画に基づく政策及び、<del>施策、実施計画・行政評価と連動する</del>予算編成を行うの実現に向けた行政評価を核とした新財政マネジメントシステムの確立推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期計画期間において行政評価を核とした財政マネジメント手法を既に運用しており、今後は同</li> </ul>

2. <b>新</b> 地方公会計を整備し、それを活用した財政指標の設定や資産管理、事業別・施設別のセグメント分析に結び付ける。ひいては行政評価との連携、予算編成への活用も図る	手法の見直し・再検討を進めていく方針。
--	---------------------

5. 私たち（市民・事業者）が協力できること	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民と事業者は、市の予算がどのように使われているのかに関心を持ち、市民の視点でチェックします。</li> <li>●<del>企業活動の視点から、業務改善事例等の情報提供や職員研修等への協力を行います。</del></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民も事業者も協力できることは同じ内容と考えるため。</li> <li>・事業者と市が情報共有する場面がないことから職員研修への協力は、施策7-3に整理統合する。</li> </ul>

7. 部門別計画	変更理由
新市建設計画、横手市財産経営推進計画、横手市財政計画、 第2次横手市行財政改革アクションプラン	・関連計画の追加。

◆【施策7-3】

施策名	変更理由
戦略的・計画的な人材育成と能力開発の充実	

1. 目指す将来の姿	変更理由
職員一人ひとりが、市民（お客様）の立場で考え、柔軟な発想や創意工夫、実践力向上を図り、市民ニーズに対応しています。	



2. 取り組み方針	変更理由
<p>市では、これまで職員数のスリム化を図る一方、研修等を通じて職員の資質や公務能力の向上に努めてきましたが、行政に対する市民ニーズは年々高まると同時に多様化しており、今後、市役所全体の資質、能力レベルの底上げが求められます。</p> <p>職員一人ひとりが市民満足度の向上を常に意識し、柔軟な発想とスピード感を持って実践できるようさまざまな技術を持った職員が内部講師を務める階層別、目的別等の職員研修を計画的に受講させることで、個々の資質向上、能力開発、そして職員全体のレベルの底上げを図ります。</p>	
3. 現状と課題	変更理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個々の意欲や自主性を重んじながら、これまで以上に階層別研修や目的別研修を設けたことで職員個々の課題に対応した主体的な研修参加が見られました。</li> <li>● 職員の世代交代が進む中で知識、技術の継承が急務となっています。そのため、経験に基づく知識や技術を実技形式での研修でより深く学び、実務に活かすことが求められています。</li> <li>● <del>平成30年度から実施している能力診断の結果から横手市職員は民間企業に勤務する社員と比べて「企画・発想力」に結びつく能力が低い傾向が見られました。</del></li> <li>● 平成30年度から実施している職員個々の行動特性や思考傾向を測る能力診断の結果から横手市職員は民間企業約2000社に勤務する社員と比べて「企画・発想力」に結びつく行動特性等が乏しい傾向が見られました。</li> <li>● 今後も市民ニーズに応じていくためにも横手市職員の「企画・発想力」が必要不可欠であり、計画的に研修等を通して、意識改革能力向上を図っていく必要があります。</li> </ul>	<p>・表現などを具体的なものに修正し、2つに整理し直した。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員一人ひとりが組織目標を常に意識し、能力を最大限発揮できるよう、人材育成を目的として、平成 27 年度から全職員を対象に人事評価を実施しており、期初・期中・評価前・期末の面談指導を適切に行うことにより、職員育成に効果的な制度として運用していく必要があります。</li> <li>● 管理職等、一定階層以上の職への人材登用を目的に、一部職種について昇任昇格試験を実施していますが、可否の結果のみが重要視される傾向にあります。</li> </ul>	
--	--

4. 施策の展開 (主な取り組み)	変更理由
<p>①職員研修の充実</p> <p>1) 職員に求められる基本的な資質、能力の習得、高度な専門知識や技能を得るための外部研修の受講を促進するとともに、職務遂行過程を通じた、職場の上司、先輩等の指導・助言等による職場研修や庁内講師を活用した内部研修等の推進により、職員全体の能力の底上げ、資質向上を図ります。また、職員が自身の能力の向上をめざし、自主的に自己啓発に取り組む研修への支援、受講しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>②職員の意識改革</p> <p>1) 職員自らが目標を設定し職務に取り組む人事評価の全職員への拡大により、すべての職員の気づきや職務に対する意識改革を図り、能力開発を促します。</p> <p>また、昇任昇格試験については、個人の意欲を引き出すだけでなく、職務に対する責任、自身の強みや不足する能力等について自覚する機会であることと捉え、人材育成の観点から上司からのフォローアップを通じて、職員の自己改革、能力開発、資質向上を図ります。</p> <p>更に、女性職員の幹部登用率向上のため、昇任昇格試験を受験しやすい環境づくり</p>	

<p>を進めるとともに、職員研修等により管理職を目指す意識付け、意識改革を図ります。</p> <p>③職員の健康管理の推進</p> <p>1) 職員一人ひとりが能力を発揮できるよう、抱えるストレスや不安に対する相談体制の充実を図りながら、職員の健康管理の取組みを進めます。</p>	
<p>4. 施策の展開 (施策実現のための主要事業等)</p> <p>1. 職員研修及び厚生費 2. 育成型人事評価制度の実施 3. 昇任昇格制度の実施 4. 育成型ジョブローテーションの実施 5. 複線型人事制度の導入 6. 職員の能力に応じた職員研修の充実・拡充</p>	<p>変更理由</p>
<p>5. 私たち (市民・事業者) が協力できること</p> <p>●市民は、気づいたことや思いがある場合は、市職員に伝え、共有します。 ●事業者は、講師派遣等で市職員の研修の受け皿となります。へ協力します。</p>	<p>変更理由</p> <p>・協力内容を具体的に表記した。</p>
<p>7. 部門別計画</p> <p>横手市人材育成基本方針、横手市職員研修計画</p>	<p>変更理由</p>